

英国のEU離脱（ブレグジット）に向けた 日本企業の留意点

2018年10月

日本貿易振興機構

欧州ロシアCIS課

ブリュッセル事務所

【免責条項】

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）が EU問題に詳しい野村コンサルティング・ヨーロッパに作成を委託したものです。報告書は 2018年 9 月末現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりでであることを保証するものでないことを予めお断りします。

本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

2019年3月29日午後11時（英国時間、ブリュッセル時間で2019年3月30日午前0時）をもって、英国はEUを離脱し、第三国となる。英国を除くEU27カ国および英国の両地域でビジネスを行う企業にとってはブレグジット後、様々な側面でビジネス環境が劇的に変化することが予想される。また、産業分野によって影響を受ける内容が異なるほか、特に製造業や金融サービス業での影響が大きいと考えられる。本報告書は、英国のEU離脱（ブレグジット）に向けて留意すべき点を、テーマごとに整理し、具体的な対策検討に役立てることを目指した。

なお、秩序ある離脱のための枠組みを、英国のEU離脱日までに取り決めるための交渉期限について、EUは2018年10月までの妥結を目標と定めていたところ、本報告書は2018年9月30日時点の情報に基づき企業が留意すべき点について整理している。

目次

1. 現状整理	1
(1) 交渉の背景	1
(2) 交渉の進捗状況と、今後のスケジュール	2
(3) EU・英国間の将来関係に関する双方の立場の整理	5
(4) 現時点で想定されるシナリオと企業が認識すべきポイント	11
2. ブレグジット対応のためのテーマ別留意点	17
(1) はじめに	17
(2) 関税、税関手続き	18
① 関税	18
② 税関手続き	19
(3) 非関税分野（各種規制、型式認証や検疫など）	20
① 分野共通の制度：EUエコラベル、EMAS	20
② 製造業共通の規制：輸入事業者、販売事業者、認定代理人	22
③ 製造業共通の規制：適合性評価（CEマーク）	23
④ 製造業：車両などの型式認定	24
⑤ 製造業：化学品	26
⑥ 製造業：医薬品、医療機器	28
⑦ 製造業：食品の表示	30
⑧ サービス業：金融	32
⑨ サービス業：輸送	33
⑩ サービス業：情報社会サービス（電子商取引等）	36
(4) 現地での雇用、駐在員ビザなど	38
① 現地での雇用	38
② 駐在員	39
(5) 個人データ保護	40

(6) 専門資格	42
(7) 研究とイノベーションに対するEU補助金	44
(8) 知的財産権	45
① はじめに	45
② 単一特許	46
③ EU商標、EU意匠	47
④ 補充的保護証明書	48
⑤ 税関における知的財産権の執行	49
3. 参考資料	50

1. 現状整理

(1) 交渉の背景

英国は2016年6月23日に、EUからの離脱に関する国民投票を実施。離脱賛成が51.9%と加盟継続（48.1%）を上回った。英国は、2017年3月29日に欧州連合（EU）条約第50条の規定に基づき、欧州理事会（EU首脳会議）にEUからの離脱の意向を正式に通告した。

欧州連合条約第50条

欧州連合条約（TEU）第50条1項は、加盟国がEUから離脱できることを定めている。同条2項では、離脱を決めた加盟国は、欧州理事会に通知すること、EUは欧州理事会のガイドラインに基づいて、当該国とEUの将来の関係の枠組みを考慮した上で、離脱計画に関する合意（「離脱協定」¹）を交渉すること、などが定められている。

TEU第50条3項では、離脱協定が発効する日から離脱する加盟国におけるEU条約の適用が終わること、離脱協定が発効していない場合も、離脱通知から2年後にEU条約の適用が終わることを定めている。このため、英国は原則として2019年3月29日午後11時（英国時間、ブリュッセル時間で2019年3月30日午前0時）までにはEUを離脱することになる。ただし、離脱を通知した国と欧州理事会が全会一致で合意すれば、この期間を延長できることも定めている。

2段階の英国のEU離脱交渉

英国以外の加盟27カ国の首脳によって開催された2017年4月29日の欧州理事会は、英国の秩序ある離脱を確実にし、不確実性を減らし、企業や市民にとって急激な環境の変化によってもたらされる混乱を最小限に抑えることを交渉の主な目的として設定。この目的のために2段階で交渉を進めることを交渉のガイドラインに定めた。

交渉の第1段階は、英国のEUからの離脱の直接的な影響について、市民、企業、利害関係者、国際的なパートナーに可能な限り明確さと法的確実性を提供し、EUからの英国の切り離しと、英国が加盟国として約束したことから生じるすべての権利と義務を解決することに主眼を置く。さらに、欧州理事会は交渉の進捗状況を注意深く監視し、交渉が次の段階に進むため十分に進展したかどうかを判断する。

¹ 2018年9月30日現在、正式名称は「英国のEUおよび欧州原子力共同体からの離脱に関する協定（Agreement on the withdrawal of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland from the European Union and the European Atomic Energy Community）」となる見込み。

EUと英国の間の将来の関係についての合意は、英国の離脱後でないと締結できないが、TEU第50条では、離脱を計画する際に、将来の関係の枠組みを考慮に入れる必要があるとしている。このため、**離脱交渉の第2段階**で、EUと英国の将来関係の枠組みに関する全体的な理解の確認を目指す。

アイルランドにおける特別な状況に対処するための枠組み

アイルランド島は、南部が1922年に英国から独立したアイルランド（共和国）、北部が英国の一部としての北アイルランドに分かれており、アイルランドと英国が国境を接している。北アイルランドでは、アイルランドまたは英国への帰属をめぐる武力抗争が長年に渡って続いていたが、1998年4月10日に結ばれたベルファスト合意（聖金曜日協定）によって抗争に終止符が打たれた。

EUと英国は、ベルファスト合意を継続することの重要性を認識しており、双方の交渉チームは、離脱交渉第1段階において、英国のEU離脱後にアイルランドと北アイルランドの間の物理的な国境の導入を避けることに合意した。しかし、英国がEUの単一市場と関税同盟から離脱する場合、英国とEUの間で原則として税関検査を導入する必要がある。そのため、他の解決策が見つからない場合の代替措置として、英国でEUの関税同盟と単一市場のルールとの完全な整合性を維持し、国境検査の導入を回避することで合意した。なお、EUは北アイルランドのみがEUの関税同盟に残留することを想定しており、このバックストップが適用されれば、北アイルランドを含むアイルランド島全体と、英国の残りの部分の間に、物理的な税関検査を導入しなければならない。第2段階の交渉において、アイルランド島の物理的な国境導入を避けるための具体的な施策も交渉されている。

（2）交渉の進捗状況と、今後のスケジュール

2018年9月30日までの英国のEU離脱交渉の進捗状況と2018年10月以降のスケジュールを次表にまとめる。2018年10月24日以降のスケジュールは、9月30日までになされた英国とEUそれぞれの交渉チームの間の合意に基づく。

表1. 英国のEU離脱交渉の進捗状況と今後のスケジュール

日付	英国での出来事	EUでの出来事
2016年 6月23日	英国における国民投票でEUからの離脱賛成（LEAVE）がEU加盟継続（REMAIN）を51.9%対48.1%で上回る。投票率72.2%。	
2017年 2月2日	英国政府がEUからの離脱とEUとの新しい関係に関する白書を発表。	
3月29日	英国政府が欧州連合条約第50条2項に基づき、EUからの離脱を正式に通告。	
4月29日		欧州理事会（EU首脳会議）は、英国のEU離脱交渉を2段階で進めること、第1段階の目標などを含むEU側の交渉ガイドラインを採択。
6月19日	英国とEUの交渉担当官による第1回離脱交渉会合を開催。	
	双方の首席交渉官による共同報告書発表。	
12月8日	英国のEU離脱交渉の第1段階から第2段階に進むために必要な交渉の進捗（在EU英国国民と在英EU市民の権利保障、アイルランドとの国境問題、財務問題の解決）を報告。その他の分野についても、進捗を報告。ただし「すべてが合意されない限りは、何も合意されていない」という条件を明記。	
12月15日		欧州理事会が、英国との交渉の第2段階の開始を承認するガイドラインを採択。
2018年 3月23日		欧州理事会が、離脱後の英国との関係の枠組みに関する交渉ガイドラインを採択。
7月12日	英国政府が、EU離脱後の英国とEUの関係を提案する白書（チェッカーズ提案）を発表。	
9月19・20日	非公式欧州理事会の開催。	

日付	英国での出来事	EU での出来事
		<p>欧州理事会のドナルド・トゥスク常任議長は、会議後のコメントで次の点を指摘した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. アイルランド国境問題に関する堅牢かつ運用可能で法的拘束力のあるバックストップ（前頁参照）が合意されない限り、離脱協定も締結されない。 2. 英国以外の EU27 カ国は、英国との将来の関係をできる限り明確にする共同政治宣言を作成することに合意。7月12日に英国が発表したチェッカーズ提案には評価できる内容もあるが、同提案の経済協力の枠組みは、単一市場を損なうリスクがあり、合意できない。 3. 今後の交渉スケジュールとしては、10月の欧州理事会が、英国のEU離脱交渉の正念場になる。10月には、英国のEU離脱交渉が最大限に進捗し結果が出ることを期待する。その上で、11月に臨時欧州理事会を招集し、離脱協定を承認し得るか判断する。
10月17・18日		<p>定期欧州理事会の開催。</p> <p>交渉の進捗状況を審議し、英国と交渉妥結するか否かの判断がなされると予想される。</p>
11月	10月17・18日の欧州理事会で臨時欧州理事会の招集が決定されれば、英国のEU離脱交渉の正式な妥結が予想される。	
12月13・14日	<p>定期欧州理事会の開催。</p> <p>2019年3月29日までの英国のEU離脱協定の批准、発効を可能にするためには、遅くともこの定期欧州理事会での合意が必要と見られる。</p>	<p>11月に合意できなかった場合、英国の離脱交渉の妥結を承認できる2018年最後の欧州理事会。</p>

日付	英国での出来事	EUでの出来事
2019年 1-2月頃	欧州議会および英国議会による、英国のEU離脱協定の承認（2018年内に離脱交渉が妥結した場合）。	
3月30日午 前零時（ブ リュッセル 時間）	英国のEUからの公式な離脱と英国のEU離脱協定の発効（TEUの規定では、離脱協定の発効時期が早まれば、英国のEU離脱時期も早まるが、交渉進捗に鑑みて発効日前倒しの可能性は低いと思われる。）	
移行期間 （英国の公 式なEU離 脱の時点か ら2020年12 月31日まで になると予 想される）	英国はもはやEUの加盟国ではないが、あたかもEUの加盟国のように、EU条約とすべてのEU法が適用される期間。離脱協定で適用を除外する法令と、移行期間終了時点の取り扱いが定められる。 ²	
	移行期間中に、EUと英国の将来関係に関する協定の交渉が行われる。交渉妥結後には、双方での批准が必要。	
2021年 1月1日	将来関係に関する協定の発効。	

（出所）欧州理事会、英国政府

（3）EU・英国間の将来関係に関する双方の立場の整理

欧州理事会が、英国との交渉の第2段階に関して採択した交渉ガイドライン（2018年3月23日採択）と、英国政府が発表した離脱後の英国とEUとの関係を提案する白書（チェッカーズ提案）（2018年7月12日発表）における、大きな懸隔点を次表にまとめる。

² 移行期間中の英国のEU以外の国とFTAの締結について、EUと英国間で見解に齟齬が見られる。すなわち、EU側は、移行期間中、英国はEU法令の完全な遵守が求められることから、英国が単独でFTAを発効させることはできないとしている。他方、英国側は移行期間中もFTAの交渉および批准、施行も可能とする見解を示している。

表2. EU・英国の将来関係に関する双方の立場の懸隔点

分野	EU ガイドライン ³	英国白書 ⁴	留意点/備考
英国の関税同盟と単一市場からの離脱による協力関係の限界	英国が関税同盟と単一市場に残らない場合、将来の協力関係の範囲と深さは限定される（EU のガイドラインは、単一市場と関税同盟に残留しない、という英国政府のポジションを前提としており、英国政府のポジションが変われば、EU のポジションも変わる）。	英国は、単一市場と関税同盟を離脱する。英国と EU の間で自由貿易圏を創設する。	EU の単一市場、関税同盟に残る可能性を、英国政府は、否定している。
国境管理の必要性	対外関税と域内市場ルールが同じでなく、共通の機関がなく、法制度が共有されていないため、EU の単一市場および英国の国内市場それぞれの一体性を維持するための、国境での検査・管理制度が必要。	円滑化された通関取決め（FCA : Facilitated Customs Arrangement） ⁵ と物品に関する規制の共通化により、英国と EU の間の国境における検査は不要となる。従って、北アイルランドとアイルランド（共和国）の間の物理的な国境管理も不要。	EU は、FCA は、非現実的で、北アイルランド問題の解決にならないと見ている。

³ <https://www.consilium.europa.eu/media/33458/23-euco-art50-guidelines.pdf>

⁴ https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/725288/The_future_relationship_between_the_United_Kingdom_and_the_European_Union.pdf

⁵ EUとの通関に関し、英国がEU仕向地の物品に対しEUの関税・通商政策に基づきEUの代わり関税を徴収する制度。

分野	EU ガイドライン ³	英国白書 ⁴	留意点/備考
単一市場	物品、サービス、資本、人の移動の自由という、単一市場の4つの自由は不可分。従って、一部セクターのみ単一市場に残留するというようなアプローチは認められない。そのようなアプローチは、単一市場の一体性と正常な機能を損なう。	農産物、食品、水産品を含む物品に関する共通の規制環境の継続。ただし、事前に合意された、国境での摩擦のない貿易に必要な規制に限る。	EU は、単一市場を損なうとして、英国の提案に合意できないことを明言。
税関協力	両者の行政、司法上の自治を維持し、EU の関税同盟の一体性を維持する、適切な税関協力を模索。	FCA を段階的に導入し、英国と EU の間の税関申告、原産地の申告、税関検査を不要にする。 <ul style="list-style-type: none"> 英国と EU はそれぞれ独自の関税率を設定する。 英国は、EU 域外からの輸入品に対し、仕向地が EU であることが明確な物品に対しては、EU の関税と貿易政策を適用し、英国向けの物品に対しては、英国の関税と貿易政策を適用する。 仕向地が英国か EU か不明な物品に関しては、英国と EU の高い方の関税率を適用し、のちに関税率の低い方へ輸出された場合には、差額を英国政府が払い戻す。 	EU は、FCA は、非現実的と見ている。また、EU の関税徴収を、EU 域外の国に委託することもできない、と考えている。
付加価値税 (VAT) 制度、物	(ガイドライン上では言及なし)	VAT 制度および物品税制度のために、英国・EU 間の国境における申告・検査の導入を避けるため、VAT と物品税に関する共通手続きを適用	EU の VAT ・物品税制度は、域外から域内、域内から域外に送られる物品が国境を越えたこと

分野	EU ガイドライン ³	英国白書 ⁴	留意点/備考
品税 (Excise) 制度		し、リスクに応じた執行を可能にするために、一定の行政協力と情報交換を行う。	を物理的に確認することが前提。国境での申告検査を廃止することで、詐欺が一層容易となるため、英国提案は受け入れられないと思われる。
規制協力	自主的な規制協力の枠組み。	<p>農産物、食品、水産品を含む物品に関する共通の規制環境の継続。ただし、事前に合意された、国境での摩擦のない貿易に必要な規制に限定する。</p> <p>厳しい規制が必要な分野に関しては、EU の認可当局に域外の第三国として参加し、費用負担をする。特に次の 3 機関。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 欧州化学品庁 (ECHA) ・ 欧州航空安全機関 (EASA) ・ 欧州医薬品庁 (EMA) <p>なお、金融サービスについては、EU パスポート体制を維持しない。</p>	EASA には、スイスとノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインが、ECHA と EMA には、ノルウェーとアイスランド、リヒテンシュタインが域外の第三国として参加。
公共調達市場へのアクセス	含めるべき。	含めない。	

分野	EU ガイドライン ³	英国白書 ⁴	留意点/備考
知的財産権保護	含めるべき。	EU の統一特許裁判所と単一特許制度への参加などの選択肢を模索。	統一特許裁判所と単一特許制度への参加は、EU 加盟国以外認められていない。
地理的表示の保護	含めるべき。	WTO の知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）を順守した上で、英国独自の制度を導入する。	EU の地理的表示の保護を含まない合意は、困難と思われる。 ⁶
公平な競争環境の確保	英国と EU27 カ国との地理的な近さと経済的な相互依存関係を鑑みると、公平な競争環境を確保する強靱な保証が含まれていなければならない。競争、政府補助金、税制、社会、環境、規制政策とその運用において、保護水準を引き下げること、英国が不公正に競争上有利になることを防ぐことを目的にすべき。EU と英国の経済関係に適合した、EU および国際基準に沿った実効性を伴うルールと、EU における自立的な是正策に加え、国内における効果的な実施、執行、紛争処理方法を合意に含めるべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・競争：現状のルールの維持と、当局間の密接な協力。 ・政府補助金：共通のルール。 ・税制：国の裁量権に属することであり、直接税率、間接税率、最低税率などを、EU との合意には含めない。 ・環境：高レベルの環境規制の維持。レベルを引き下げないことにコミットする。 ・気候変動：高水準の対策の維持 ・労働者保護：高レベルの保護の維持。労働基準を引き下げないことにコミットする。 ・消費者保護：高レベルの保護の維持。 	EU は、英国企業を競争上有利にするような税制を英国が導入することを懸念。

⁶ <https://www.jetro.go.jp/biznews/2018/09/5fccb390aace6095.html>

分野	EU ガイドライン ³	英国白書 ⁴	留意点/備考
ガリレオ(EU の衛星測位システム)	(ガイドライン上では言及なし)	ガリレオへの参加を安全保障における協力の中核に位置づける。	EU 交渉官は、ガリレオの運用について協力可能性にも言及。 ⁷

⁷ <https://www.jetro.go.jp/biznews/2018/09/5fccb390aace6095.html>

(4) 現時点で想定されるシナリオと企業が認識すべきポイント

英国を除くEU加盟27カ国の首脳は2018年9月19～20日に開催された非公式欧州理事会で、英国が7月12日に発表した離脱後の英国とEUの関係を提案する白書（チェッカーズ提案）には評価できる内容があるものの、提案された経済協力の枠組みは、単一市場を損なうリスクがあるとして、英国に再提案を求めた。

英国は、「EUの関税同盟、単一市場に残留しない」、「北アイルランドとそれ以外の英国の間に物理的な税関検査を導入することを認めない」、「アイルランド（共和国）と北アイルランドの間に物理的国境管理を設けない」という3点を公約している。

英国の白書における経済関係の提案は、EUの関税同盟、単一市場から離脱するものの、英国とEUの間で国境管理を行う必要をなくすことで、アイルランドにおける物理的な国境管理の導入を避けることを可能にする、という英国にとって、都合の良いものであった。

英国の白書の経済協力の枠組みに関する提案にEUが合意できない、ということは、英国は、EUとの間への国境管理の導入を避けるためにEUの関税同盟と単一市場への残留を選ぶか、EUとの間への国境管理の導入を選ぶか、の二者択一を意味する。

EUの交渉官は、英国がEUの関税同盟と単一市場に残留しないのであれば、北アイルランドとそれ以外の英国の地域の間で、物理的な税関検査を導入する方向で落としてどこを探っていたようである。しかし、英国政府は、北アイルランドとそれ以外の英国の間に税関検査を導入することは、英国を分割することになるため受け入れられない、としている。英国政権党である保守党の英国議会下院での議席数は、過半数に達しておらず、北アイルランドの英国への帰属を支持する民主統一党（DUP）の閣外協力を得ている。DUPは、北アイルランドとそれ以外の英国の地域の間で、税関検査を導入することに反対しており、DUPが閣外協力を撤回すると、英国保守党は、議会下院における過半数を失うことになる。

しかし、EUと英国が合意できるような新しい解決策が見つからない限り、英国は、3つの公約のうち1つを実質的に反故にする必要が生じる。すなわち、「英国全体がEUの関税同盟、単一市場に残る」か、「北アイルランドとそれ以外の英国の地域の間で物理的な税関検査を導入する」か、「アイルランド（共和国）と北アイルランドの間に物理的国境管理を設けることを容認する」か、である。前二者については、英国のEU離脱協定とEUと英国の将来関係において解決できるが、アイルランドと北アイル

ランド地域との物理的国境管理の導入を容認する選択をした場合は、欧州理事会のトゥスク常任議長が述べている通り、離脱協定そのものの成立が危うくなる⁸。

移行期間を含めて離脱に関する取り決めが何もない状態（ノーディール）での離脱は、英国とEUに大きな経済社会的混乱をもたらすと予想されており、EUと英国ともに、回避に向けた最大限の努力が期待される。

このような背景の下に、2018年9月末時点で想定される今後のシナリオと、企業が認識すべきポイントを下記する。

2019年3月29日後にあり得るシナリオ

① 離脱協定の締結、発効

上記1.（2）で示したEUと英国が目指す筋立て通りに英国のEU離脱が行われた場合、2019年3月30日から2020年12月31日までの移行期間中は、英国のEUとの経済関係は、EU加盟国であるのと実質的に同じであり、その間に、EUと英国の将来関係に関する協定の交渉が行われる。そして、2021年1月1日から将来関係に関する協定が発効し、英国とEUの新しい関係が始まる、というのが理想である。

企業としては、EUと英国の将来の関係に関する交渉が、自社事業に影響を与える可能性がある点を認識すべきであろう。さらに、英国とEUの将来関係が明らかになった時点で、その内容を検討し、事業に与える影響と対応策を検討すべきであろう。

英国とEUは2019年3月30日から2020年12月31日までの21ヵ月間で、将来関係に関する協定の交渉、合意、批准までを目指しているが、実現は難しいのではないかと懸念もある。すなわち、EUがこれまでに域外の国・地域と結んだ通商協定の交渉は、発効までに通常はるかに長い時間を要しており、EU・英国間の新たな協定を21ヵ月以内に実現し得る可能性は、低いと考えられている。EU・英国間の将来関係に関する協定が移行期間終了時点までに発効しない場合、後述する⑤あるいは⑥のシナリオが考えられる。

② 移行期間を含めて離脱に関する取り決めがない状態での離脱（ノーディール）

英国のEU離脱協定についての合意が成立しないか、合意が成立しても批准されず、発効しない場合、英国のEU離脱時期が延期されなければ、2019年3月29日午後11時（英国時間）を以って英国は、EUとの枠組みが何もない状態で自動的にEUを離脱することになる。

⁸ 2018年9月19～20日のザルツブルグにおける非公式欧州理事会後のトゥスク常任議長の発言。

その場合、EUと英国との間に税関手続きが導入されるため、EUと英国にまたがるサプライチェーンの大きな混乱が予想される。さらに、1973年の英国のEU加盟以来、英国には数多くのEUの制度が導入されており、その多くが規制、ネットワーク、情報交換、行政協力などを通じて他のEU加盟国とつながり、経済、社会の細部まで影響を与えている。英国のそのようなつながりが、EU離脱により切り離されるため、英国だけではなくEU加盟国においても、相当な経済社会的な混乱が予想される。

ノーディールでの離脱が明確になった場合には、EUと英国それぞれが、緊急避難的な一方的措置を一時的に導入し、混乱の緩和を図ることを計画していると報道されている。例えば、英国財務省は英国議会において、そのような場合、国境においてトラックを止めて徴税することよりも、円滑な物流を優先すると述べている⁹。また、EU側でも、欧州委員会が、ノーディールの離脱が明確になった場合には、5日程度の短日時に法令を修正して、混乱の緩和を図る準備をしているという一部報道も見られる。運輸、税関、金融などの分野が対象に含まれている模様だが、交渉が進行中の2018年9月末時点では詳しい内容は明らかにされていない。EUのこのような措置は、EU加盟国側の経済を保護するための措置を中心に、期限付で導入されると思われる。

企業としては、事業を継続する上で想定される問題を事前に洗い出し、対処の準備ができるものは準備し、事前の準備が困難なものは、対応の手順・方針を検討、確立しておくべきであろう。その際には、英国のEU離脱は、1回のイベントではなく、プロセスと考え、国境管理導入が物流に与える影響のように、比較的短期間に表面化する問題と、二次的な影響など、表面化に時間のかかる問題に分けて考えることが必要となる可能性もある。

なお、英国がノーディールのままEUを離脱した場合でも、事後的に、EUと英国の間で、双方間の関係に関する協定が結ばれる可能性もある。

③ 英国のEU離脱時期の延期

TEU第50条3項に基づく離脱時期の延期に、英国と欧州理事会が合意する場合、英国のEU離脱時期が先送りされる。離脱時期の延期には、欧州理事会の全会一致による同意と、英国の同意が必要である。

英国のEU離脱協定についての合意が成立しない場合、合意が成立しても批准されず、発効しない場合、手続き上の問題で発効が間に合わない場合など、ノーディールでの英国のEU離脱とそれに伴う経済社会的混乱を避けるため、欧州連合条約第50条3項に基づく離脱時期の延期が行われる可能性が考えられる。

⁹ <https://www.parliamentlive.tv/Event/Index/783f6698-4872-40fa-b9e8-2c068b7131c0>

英国のEU離脱時期が延期された場合、英国は、継続してEU加盟国であるため、日常的な事業への影響はない。

しかし、離脱時期の延期に至った背景によっては、先行きの不透明感が増大する可能性がある。例えば、離脱協定は合意されたものの、英国議会あるいは欧州議会で批准が否決され、再交渉となれば、先行きの不透明な時期が長くなる可能性がある。2019年5月には欧州議会選挙があり、同年秋には新しい欧州委員会が発足するため、2019年第2四半期から年末までEU側が再交渉に対応できない可能性もある。また、批准が否決された後、英国で総選挙が行われたり、政権が交代したりする可能性もある。このような場合、先行きの不透明感がさらに増大する可能性もある。

先行きの不透明な状態は、事業を行う上で好ましくない。このような状態が長期間続くと予想される場合、EUおよび英国における事業をその状況に対応させる必要が生じ得る。

2021年1月1日以降にあり得るシナリオ

④ 2020年末までの移行期間終了後、直ちにEU・英国間の将来関係に関する協定発効

上記1. (2) で示した、EUと英国が目指す筋立て通りに、移行期間中に、将来関係に関する協定が締結され、2021年1月1日から発効し、英国とEUの新しい関係が始まるケース。

将来関係に関する協定が合意され、英国とEUの将来の関係が明らかになった時点で、その内容を検討し、事業に与える影響と対応策を検討すべきであろう。

⑤ 2020年末の移行期間終了時点までに、EU・英国間の将来関係に関する協定が発効せず、移行期間が延期

シナリオ①で述べた通り、21カ月間ではEU・英国間の将来関係に関する協定交渉が妥結できない可能性がある。また、同協定が締結されるが批准に至らなかった場合、手続き上の問題で発効が間に合わない場合なども考えられる。

EU・英国間の関係を規定する協定が何もない状態で移行期間が終了すると、英国とEUに大きな経済社会的混乱をもたらすリスクが高く、EUと英国ともに、回避に向けた最大限の努力が期待される。従って、移行期間終了時点までに、EU・英国間の将来関係に関する協定の発効が間に合わない場合には、移行期間の延長などの措置が導入される可能性も考え得る。

英国は移行期間中、公式にはEUを離脱しているが、英国とEUの経済関係は実質的にEU加盟国と同じであるため、移行期間が単純に延長された場合、事業を行う上での日常的な影響はない。

しかし、移行期間の延長に至った背景によっては、先行きの不透明感が増大する可能性がある。例えば、将来関係に関する協定が合意されたものの、欧州議会あるいは英国議会で批准が否決された場合、再交渉となるため、不透明感が増す可能性がある。さらに、批准が否決された後、英国で総選挙が行われたり、政権が交代したりする可能性もある。このような場合、先行きの不透明感が増大する可能性もあり得る。

事業を行う上で好ましくない、先行きの不透明な状態が長期間続くと予想される場合、EUおよび英国における事業をそのような状況に対応させる必要が生じ得る。

また、単純な延長ではなく、新たな移行期間が設定される可能性もある。新たな移行期間が設定された場合、その内容を検討し、事業に与える影響と対応策を検討すべきであろう。

双方の将来関係に関する協定の内容が明確になっており、変化に対する緩和策として新たな移行期間が設定される場合、事業上の見通しが比較的明確となり、新協定への対応により多くの時間をかけられる、というメリットも考えられる。反対に、将来関係に関する協定の見通しが立たずに新たな移行期間が設定される場合、先行きの不透明感が増大する可能性もあり得る。

⑥ 2020年末までの移行期間終了後、一定の空白期間後、EU・英国間の将来関係に関する協定が発効

将来関係に関する協定の合意、発効の見込みがある場合、時間切れを理由に移行期間を自動的に終了させることは考えづらい。しかし、将来関係に関する協定の合意、発効の見通しが立たないまま、物別れ状態で、移行期間が終わってしまう可能性はある。その場合、EU・英国間の取り決めが何もない状態で移行期間が終了することになるので、英国とEUに大きな経済社会的混乱をもたらすリスクが高く、EUと英国ともに、回避に向けた最大限の努力が期待される。

移行期間終了後、すぐに将来関係に関する協定が発効しない場合、EU・英国間の取り決めが何もない状態になる。その場合、「②移行期間を含めて離脱に関する取り決めが何もない状態での離脱（ノーディール）」と同様の、大きな経済社会的混乱が、英国とEUで発生するリスクが考え得る。

企業としては、EU加盟国としての事業組織から、一旦、双方間の取り決めが何もない状態への対応をした上で、将来関係に関する協定が発効した時点でさらに新たな対応をしなければならないため、負担が増大する可能性がある。

特に、将来関係に関する協定の合意の見通しが立たないまま、移行期間が終了した場合、新協定が成立するかどうかともわからないため、企業としては、実質的にノー

ディールの離脱と考える対応が必要があり、事業組織の再編など大きな負担を迫られる可能性もある。

2. ブレグジット対応のためのテーマ別留意点

(1) はじめに

英国のEU離脱がどのような形で行われるかは、2018年9月30日時点では明確ではないが、英国がEU離脱を撤回するという事態が起こらない限り、ある時点で英国にはEU法が適用されなくなる。従って、企業は、離脱協定、将来関係に関する協定が発効するか否かにかかわらず、英国にはEU法が適用されなくなるという事態への対応を検討し、準備する必要がある。さらに、EU・英国間の取り決めが何もない状態で、英国がEUを離脱する、という万一の可能性にも備えなければならない。

下記においては、EU加盟国としての状態、EU・英国間の取り決めがない状態で英国がEUを離脱した場合に適用される条件、予想され得るEU・英国間の将来関係に関する協定の内容、企業としての対応を、特定の分野別にまとめた。

期待され得るEU・英国間の将来関係に関する協定の内容については、英国のEU離脱交渉におけるこれまでの合意内容、欧州理事会ガイドライン、英国が7月に発表した離脱後の英国とEUの関係を提案する白書（チェッカーズ提案）などを参考にした。

なお、下記は英国のEU離脱に伴い発生する可能性のある各分野の問題点を網羅することを目的としたものではなく、EU法が英国に適用されなくなることにより、大きな問題となる可能性のある事項を選択した。

英国がEU加盟国として45年の長きに渡って国内制度をEUと統合してきたため、英国のEU離脱に伴い、様々な分野固有の問題の発生が予想されるが、典型的な問題は、次の3点にまとめられる。

- 英国が、EU域外の第三国になることで、英国がEU加盟国として発行していたEU全域で有効な、許可、認証、資格などが、離脱後はEUで無効になる。
- EU法が加盟国における特定の機能、代理人の設置を義務付けている場合、英国のEU離脱後は、EU27カ国に特定の機能、代理人を設置する必要が生じる。
- 英国がEUの制度、意思決定プロセス、EUの情報通信システムから切り離されることにより、EUと英国の両方に認可の申請をしたり、報告をしたりしなければならない。

また、英国のEU離脱は、1回のイベントではなく、長期間に渡るプロセスであることを認識することも、問題を特定する上で、重要である。特に、離脱時点では同じであった規制環境が、次第に乖離して行くことは、中長期的に、事業に大きな影響を及ぼす可能性がある。また、離脱協定で合意が成立したとしても、将来関係に関する協

定で合意が成立しない可能性があること、英国がEU域外の国になることが前提となる手続きがあることから、移行期間の終了が想定される2020年末以降に延期される可能性のあることなども認識する必要がある。

(2) 関税、税関手続き

① 関税

i. EU加盟国としての状態

EU加盟国間の取引に関税は適用されず、EU加盟国と域外の国・地域との取引には、EU共通の関税率が適用される。EUが通商協定を締結した国・地域との取引であれば通商協定に基づく特惠関税率が、そうでない場合、WTO加盟国との取引には、WTOルールに基づく「実行最恵国 (MFN) 税率」が適用される。特定の物品に対する関税率を決める際には、通商協定に基づく特惠関税率が適用されるか、MFN税率が適用されるかを見極めるために、その物品の原産地を特定しなければならない。EUが結んでいる通商協定では、EUを1つの原産地と見なし、EU加盟国間の原産地の累積を認めている。

ii. EU・英国間の取り決めがないまま、英国がEUを離脱した場合に適用される条件

英国はWTO加盟国であるため、英国とEU加盟国の取引には、MFN税率が適用される。すなわち、日EU経済連携協定 (EPA) が発効していない状態の日EU間取引と同様の条件が、英国とEU加盟国の間の取引に適用される。

EUの結んでいる通商協定が、EUを原産地とする物品に特惠関税を認めている場合、英国で得られた原料や付加価値をEU原産として含めることはできなくなる。また、通商協定の相手側の原産地の算定に、累積 (EUを原産地とする原材料など) を認めている場合、この累積に英国で得られた原料や付加価値を含めることはできなくなる。このため、英国のEU離脱前にEUの原産品として特惠関税が適用されていた物品でも、英国で得られた付加価値の割合が大きい場合、当該特惠税率が適用されなくなる可能性がある。

iii. 期待され得るEU・英国間の将来関係に関する協定の内容

欧州理事会のガイドラインは、物品の貿易に関して、すべてのセクターについて関税ゼロの維持、輸入数量制限の導入回避、適切な原産地規則を目標としている。

英国のチェッカーズ提案では、英国とEUの間で自由貿易圏を創設し、関税、輸入数量制限を設けず、英国とEUの間で、原産地の累積を容易にすることを目標としている。

英国とEUの目指すところは一致しており、将来関係に関する協定においては、関税不賦課、輸入数量制限なしが維持されることが期待される。ただし、自由貿易協定においては、原産地証明は必要である。

iv. 企業としての対応

MFN関税率が事業継続に支障を及ぼすほど高率の物品を、英国とEUの間の取引で扱っている場合には、EU・英国間の取り決めがない状態で英国がEUを離脱した場合に備えて、適用関税率の低い国・地域からの調達への切り替えも検討し得る。ただし、英国とEUの間で合意が成立すれば、関税不賦課、輸入数量制限なしが維持される可能性が高いため、調達先の変更は、双方の将来の関係に関する協議の動向を見据えることが推奨される。

EUを原産地とする物品を扱っており、EUの結ぶ通商協定上の特惠関税の適用を受けている場合、英国分を除いても原産地規則の条件を満たすかどうかを計算し、英国のEU離脱以降も、原産国証明が継続して使用できることを関税当局に示せるよう準備すべきである。

② 税関手続き

i. EU加盟国としての状態

加盟国間の取引に税関手続きは不要であるが、EU加盟国と域外の国・地域との取引には、通関申告書である統一行政文書（SAD）の提出などの、共通の税関手続きが適用され、国境検査の対象となる（ただし、簡素化の適用を承認された輸入事業者については、国境ではなく、倉庫搬入後に税関手続きを行うなどの措置も設けられている）。

ii. EU・英国間の取り決めがないまま、英国がEUを離脱した場合に適用される条件

EU加盟国は、EU加盟国以外の国との国境において、税関検査、衛生検査、EU規格への適合検査など、一連のEUルールを執行しなければならないEU法上の義務がある。

英国が、EU加盟国でなくなった時点から、英国とEUの国境においては、税関申告、税関検査、衛生検査、規格への適合検査が行われ、関税、輸入VATが徴収される。すなわち、日本からEUに輸入される物品と同様の検査、管理が、英国とEU加盟国間の物流に適用される。

英国とEUの間の国境では現在、対応できる税関・検疫施設がないため、設備、人員が十分に増強されるまでの間、待ち時間を含めた通関に相当の時間を要する可能性が

あると予想されている。ただし、物流の混乱を緩和するため、一時的に国境における検査、管理を猶予するような措置が、EUと英国それぞれの一方的政策として、導入される可能性もある。

iii. 期待され得るEU・英国間の将来関係に関する協定の内容

EUは、英国との間で対外関税と域内市場ルールが共通化されておらず、共通の監督機関がなく、法制度が共有されなくなる以上、EUの単一市場および英国の国内市場それぞれの一体性を維持するための検査・管理制度が必要となるという立場である。

英国は、EUとの通関に関し、英国がEU仕向地の物品に対しEUの関税・通商政策に基づきEUの代わりに関税を徴収する「円滑化された税関取り決め（FCA）」と、物品に関する共通の規制により、英国とEUの間の国境における検査は必要なくなるという立場をとっていたが、EUはFCAに難色を示している。

両者の立場の違いを鑑みると、英国が方針を変更し、実質的にEUの関税同盟と単一市場に残留する決断をしない場合、英国とEU加盟国の間の取引には、税関申告、税関検査、衛生検査、規格への適合検査などの検査、管理が導入される可能性もある。

iv. 企業としての対応

EU・英国間の取り決めがない状態で英国がEUを離脱した場合でも、英国とEUの間に将来関係に関する協定に向けた合意が成立した場合でも、英国が方針を変更し、実質的にEUの関税同盟と単一市場に残留する決断をしない限り、国境における税関手続きが導入されると予想される。従って、企業としては、EUと英国間の国境における税関手続き導入に対応する準備の開始を考慮すべきであろう。最も早い時期として、2019年3月30日からEUと英国間の国境における税関手続きが導入される可能性がある。移行期間を含めた離脱協定が発効した場合、その終了時点である2021年1月1日から税関手続きが導入される可能性がある。

(3) 非関税分野（各種規制、型式認証や検疫など）

① 分野共通の制度：EUエコラベル、EMAS

i. EU加盟国としての状態

EUには、基準を満たした環境に優しい製品への添付が認められるEUエコラベル制度、一定条件を満たしたことを認められた環境パフォーマンスの良好な組織に認められるエコマネジメント・監査スキーム（EMAS）がある。

EUエコラベル制度は、欧州経済領域¹⁰（EEA、EU加盟国に加えてノルウェーとアイスランド、リヒテンシュタインによって構成される）において共通の制度である。さらにEMASは、EEAに加え、スイス、トルコも参加している。

ii. EU・英国間の取り決めがないまま、英国がEUを離脱した場合に適用される条件

英国のEUエコラベル認定機関（UK Ecolabel Delivery）とEMAS認定機関（IEMA：Institute of Environmental Management & Assessment）は、英国のEU離脱によりEUエコラベル認定機関、EMAS認定機関ではなくなる。

英国の認定機関によって認定されたEUエコラベルは英国のEU離脱時点以降、EEA市場で販売される製品に使用することができなくなり、広告宣伝においても用いることができなくなる。英国の認定機関によって認定されたEMASへの登録は英国のEU離脱時点以降、無効となり、同機関によって認定されていた組織は、EMASのロゴを使用できなくなる。

iii. 期待され得るEU・英国間の将来関係に関する協定の内容

英国が、EUの物品に関する単一市場に残留するか否かは、2018年9月30日現在では予想が難しいが、英国とEUとの間で、自由な物品の流通（すなわち物品に関する単一市場）が維持される場合、EUエコラベル制度もこれに含まれると予想される。

iv. 企業としての対応

EUエコラベル、EMASの使用を継続することが事業上重要な場合、EUと英国の間の取り決めがない状態で英国がEUを離脱することが明確になった時点、あるいは、将来関係に関する協定の対象にならないことが明確になった時点で、EU27カ国のいずれかの認定機関に、認定を移すことを検討すべきであろう。

英国がEU加盟国である間は、英国企業は原則として、英国の認定機関に認定を申請しなければならないため、英国がEUを離脱した後、EUの認定機関にEUエコラベル、EMASの認定を申請し、認定を受けるという方法が考えられる。別の方法としては、英国の認定機関、EU27カ国のいずれかの認定機関、認定を保持する事業者の三者の間で契約を結び、当該製品、組織について認定権限を持つ認定機関を変更することが可能である。

¹⁰ EEAにより、EU非加盟の3カ国（ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン）がEUの単一市場（物品、資本、サービス、人の自由な移動、競争法など）に参加することを可能にしている。なお、EEAは関税同盟ではない。

② 製造業共通の規制：輸入事業者、販売事業者、認定代理人

i. EU加盟国としての状態

EUの食品、農産品以外の物品に適用される規制は、多岐に渡る（「3.2 2.3.2に関する補足参考資料」参照。）これらの規制に共通する事項として、事業者（economic operator）を「製造事業者（manufacturer）」、「輸入事業者（importer）」、「販売事業者（distributor）」、「認定代理人（authorised representative）」に分類して定義しており、それぞれに特定の責任を課している。

製造事業者の認定代理人をEU域内に設置することが、医療機器、簡易圧力容器、船舶用機器船、化粧品について義務付けられている。その他の分野に関しても、EUで規制が調和されている製品に関しては、法令順守情報責任者をEU域内に置くことを義務付ける法案¹¹が審議されている。この法案では、現在、認定代理人を置くことが義務付けられていない分野の製品についても、法令順守情報責任者として製造者が認定代理人を置くことを決めた場合には、認定代理人はEU域内に置かれなければならない、と定められている。

EUの物品に適用される規制は、EEAでも適用される。

ii. EU・英国間の取り決めがないまま、英国がEUを離脱した場合に適用される条件

英国がEU域外の第三国になるため、英国で作られた製品、あるいは、英国経由でEU域外から輸入された製品をEEAで販売する場合、英国のEU離脱以前は「販売事業者」であった（英国以外の）EEAに所在する事業者は、離脱日以降EU規制上のステータスが変わり、「輸入事業者」となる。販売事業者と輸入事業者では、課される責任が異なり、輸入事業者に課される責任の方が重い。

英国に置かれている「認定代理人」は、英国がEU域外の第三国となるに伴ってEU法の条件を満たさないことになり、EEAに認定代理人を置く必要が生じる。認定代理人は、EUの規制当局に対し製造事業者を代表する役割などを課されている。

EEAから英国に物品を輸入している場合、英国の販売事業者は、輸入事業者になり、EEAに認定代理人が置かれている場合、英国に認定代理人を置くことが求められる。ただし、これに対して英国は、一定の猶予期間を設ける方針である。

¹¹ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52017PC0795>

iii. 期待され得るEU・英国間の将来関係に関する協定の内容

英国が、EUの物品に関する単一市場に残留するか否かは、2018年9月30日現在では予想が難しい。残留する場合、EUの物品に適用される規制が英国産の物品にも適用されるため、EU加盟国と同様の扱いを維持できる。英国が、EUの物品に関する単一市場に残留しない場合、英国は、EU域外の第三国として扱われるため、進出先に応じて英国とEEAのそれぞれの規制によって課される責任に対応する必要がある。

iv. 企業としての対応

EU・英国間の取り決めがない状態で2019年3月30日に英国がEUを離脱することが明らかになった時点で、（英国以外の）EEAに所在する、販売事業者から輸入事業者にステータスが変わる子会社や代理店などの、法令順守体制の見直しや強化を検討する必要が生じる。また、英国に認定代理人を置いて、EEAで物品を販売している場合、EEAにも認定代理人を設置する必要が生じる。また、EU・英国間の将来関係に関する協定に、EUの物品に適用される規制が含まれないことが明確になった場合も同様である。

③ 製造業共通の規制：適合性評価（CEマーク）

i. EU加盟国としての状態

EUで規制が調和されている製品に関しては、法令の定める要件に適合していることを示すCEマークをつけなければ、EEAで販売することができない。

EUの食品、農産品以外の物品に適用される規制では、製品が法令の定める要件に適合していることを証明する方法として、次のいずれかの手法を定めている¹²。

- 製品が要件に適合していることを確認する適切な手続きを踏んだとする、製造者による自己宣言。
- EU加盟国により、特定の製品の適合性評価を行うことを認証された第三者認証機関（notified body）による適合性評価。
- 第三者認証機関による製品設計の評価と、最終製品の抽出検査あるいは、製造工程の品質保証。

¹² The ‘Blue Guide’ on the implementation of EU products rules 2016

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.C_.2016.272.01.0001.01.ENG&toc=OJ:C:2016:272:TOC

第三者認証機関による適合性評価が求められている場合、CEマークに加え、4ケタの通知機関の番号を付さなければならない。

ii. EU・英国間の取り決めがないまま、英国がEUを離脱した場合に適用される条件

英国がEU域外の第三国になることによって、英国の第三者認証機関は、EUの第三者認証機関ではなくなるため、英国の第三者認証機関によって適合性を認められた製品は、EEAで販売できなくなる。

EEAの第三者認証機関によって適合性を認められた製品は、英国での販売を継続できるが、この措置は一時的なもので、いずれは英国の通知機関による適合性評価が必要になる。

iii. 期待され得るEU・英国間の将来関係に関する協定の内容

英国がEUの物品に関する単一市場に残留するか否かは、2018年9月30日現在では予想が難しい。残留する場合、EUの物品に適用される規制が英国の物品にも適用されるため、英国の物品も加盟国の場合と同じ扱いを維持することができる。英国がEUの物品に関する単一市場を離脱する場合、英国は、EU域外の第三国として扱われるため、進出先に応じて英国とEEAのそれぞれの規制に対応する必要がある。

iv. 企業としての対応

第三者認証機関による適合性評価が求められている製品をEEAで販売しており、その製品が、英国の第三者認証機関によって適合性を認められている場合、EUと英国間の取り決めがない状態で、2019年3月30日に英国がEUを離脱することが明らかになった時点で、EEAの第三者認証機関で適合性評価を再度受けるか、英国とEEAの第三者認証機関、申請者の三者の間で契約を結び、当該製品の適合性にかかわる書類をEEAの第三者認証機関に移転するなどの対応が必要となる。いずれの場合にも、製品に付される通知機関の番号を新しい通知機関の番号に変更しなければならない。また、EU・英国間の将来関係に関する協定に、物品の規制に関する規定が含まれないことが明確になった場合も同様である。

④ 製造業：車両などの型式認定

i. EU加盟国としての状態

EUでは、次の指令と規則によって車両などの製品のEU型式認定を定めている。いずれも対象はEEAである。

- 自動車およびそのトレーラー、ならびにそのような車両用のシステム、コンポーネント、別個の技術ユニットの認定の枠組みを定める指令2007/46/EC (Directive

2007/46/EC establishing a framework for the approval of motor vehicles and their trailers and of systems, components and separate technical units intended for such vehicles)

- 農林業用車両の認定と市場監視に関する規則167/2013 (Regulation (EU) No 167/2013 on the approval and market surveillance of agricultural and forestry vehicles)
- 二輪、三輪、四輪オートバイの認定と市場監視に関する規則168/2013 (Regulation (EU) No 168/2013 on the approval and market surveillance of two- or three-wheel vehicles and quadricycles)
- ガス状、粒子状の汚染物質排出制限および非道路移動機械用内燃機関の型式承認の要件に関する規則2016/1628 (Regulation (EU) No 2016/1628 on requirements relating to gaseous and particulate pollutant emission limits and type-approval for internal combustion engines for non-road mobile machinery)

いずれも、EU域外の製造事業者に対し、EU域内にEU加盟国の型式認定当局に対する代理人を置くことを求めている。また、EU加盟国当局によって型式認定がなされなければ、EU域内で車両を販売することができない。

ii. EU・英国間の取り決めがないまま、英国がEUを離脱した場合に適用される条件

英国は、EU域外の第三国になるため、英国の製造事業者はEEAにおいて、型式認定当局に対する代理人を置かなければならない。また、英国当局によってなされた型式認定は、EEAでは無効となるため、英国当局によってなされた型式認定に基づいて製造された車両など製品をEEAで販売することができなくなる。

英国当局は、英国のEU離脱以前に英国以外のEEA当局による型式認定を取得している場合、暫定的な英国型式認定を発行し、英国での販売を一定期間認める計画である。暫定的な英国型式認定は、正式な英国型式認定に転換できる予定である。

iii. 期待され得るEU・英国間の将来関係に関する協定の内容

英国が、EUの物品に関する単一市場に残留するか否かは、2018年9月30日現在では予想が難しい。残留する場合、型式認定に関するEUの指令と規則が英国にも適用される可能性がある。

iv. 企業としての対応

英国で型式認証を取得している企業は、英国がEUの物品に関する単一市場に残留しないことが明確になった場合、EEAの当局に英国当局によって認定された型式認定を移転し、型式認定当局に対する製造事業者の代理人を、EEAに置くことを検討する必

要がある。なお、欧州委員会は、上記指令・規則が対象としている型式認定を、英国のEU離脱前に申請すれば、英国当局からEU27カ国のいずれかの当局へ移転することを可能にする規則案¹³（COM(2018)397）を2018年6月4日に提案している。

⑤ 製造業：化学品

i. EU加盟国としての状態

EUにおける化学品に対する規制は、化学品の登録、評価、認可、規制（REACH）規則（規則1907/2006）が主たる規制枠組みである。REACHの対象地域はEEAで、EEAで販売される一定量以上生産・輸入される化学品は、EUの化学品規制当局の欧州化学品庁（ECHA）への登録が義務付けられる。また、同規則付属書XIVに掲載されている安全性に関して高い懸念が示される「高懸念物質（SVHC）」については、物質ごとに定められた年月日以降の上市と使用に認可が必要となる。

REACH規制の順守手続きは、EEAの製造事業者か輸入事業者、あるいはEEA外の企業によって指名されたEEAの代理人（唯一代理人：OR）によって行われなければならない。

また、REACH以外の規制として、たとえば活性物質や微生物の働きによって、害虫や細菌などから人体・動物・材料を保護する「殺生物性製品」は殺生物性製品規則（規則528/2012）によって規制される。同規制は、殺生物製品に含まれるすべての活性物質が承認され、殺生物製品が認可されていない限り、EU市場で販売することはできないことを定めている。

殺生物性製品に対する規制の対象地域は、EEAおよびスイスである。殺生物性製品規則に基づく許可の保持者は、EEAに所在する企業かスイス企業でなければならない。

ii. EU・英国間の取り決めがないまま、英国がEUを離脱した場合に適用される条件

¹³ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52018PC0397>

ジェトロビジネス短信「CEMA、欧州委提案の車両型式認証の合理化を支持」（2018年7月24日）も参照

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2018/07/b0af26f5ecd49c79.html>

EUでの扱い

英国は、EUのREACH規則による規制の対象から外れ、英国とEUの間の化学品の売買は、日本などEU域外の第三国とEUの間の取引と同様に扱われるようになる。また、英国企業による登録、許可は、英国のEU離脱後はEEAでは無効になる。

英国企業がECHAに登録している化学品は、EEA企業あるいはEEAに所在する代理人による登録に切り替えなければならない。英国の企業をEEAにおける代理人として指名している場合、英国以外でEEAにおける代理人を新たに指名する必要がある。

EU域内の企業は代理人を指名できないため、英国のEU離脱時点まで、英国企業はEEAにおける代理人の指名ができない。ECHAは、英国のEU離脱時点で代理人の指名が有効になる形でEEAにおける代理人との契約を事前に結ぶことを推奨している¹⁴。

英国のEU離脱後、英国はECHAへの参加を継続できない。また英国規制当局はECHAの情報通信ネットワークへのアクセスを失う。

英国での扱い

英国は、EUの化学品規制政策を原則としてそのまま英国国内法に導入する方針であり、安全衛生庁（HSE）が規制当局となる。ただし、ノーディールの離脱の場合、英国における化学品に対する規制は、将来、EUの規制とはかい離する可能性がある。

英国は、英国企業がREACHに登録していた化学品の英国への登録転記および英国企業が使用認可を受けていた高懸念物質について英国への認可移転を認める方針。また、ECHAへの登録を保持している英国企業は、英国のEU離脱から60日以内にHSEに対し当該化学品の登録を確認し、さらに離脱後2年以内には、REACH登録のためにECHAに提出していた全情報をHSEに提出する必要がある。

英国はまた、EEAの企業がREACHに登録していた化学品の英国での販売を継続するために、英国の輸入事業者に対する経過措置を適用する方針。英国のEU離脱から180日以内に、当該化学品をHSEに通知し、後日（2018年9月30日現在では期日は定められていない）、当該化学品をHSEに登録しなおす必要がある。

¹⁴ ECHA Advice to companies / Q&As, ID; 1466,
<https://echa.europa.eu/advice-to-companies-q-as/reach>

新物質をEEAと英国で販売する際には、ECHAとHSE両方に、登録する必要がある。その際にHSEで必要となる情報は、離脱当初時点では、ECHAで必要となる情報と同じとなる見込みである。

iii. 期待され得るEU・英国間の将来関係に関する協定の内容

英国はECHAに参加し、EEAにおける代理人を通じてではなく、英国企業が直接、化学物質を登録できるようにすることを目標としている。

現在、REACHへの参加は、EU加盟国以外にもノルウェーとアイスランド、リヒテンシュタインに、殺生物性製品規則への参加はこれらEEA諸国に加えてスイスにも認められている。

英国がEUの物品に関する単一市場に残留するか否かは、2018年9月30日現在では予想が難しいが、英国が物品に関する単一市場に残留する場合、ECHAへの参加が可能となり、REACHと殺生物性製品規則へ参加できるようになる可能性もあり得る。その場合、EUと英国の双方で、それぞれの規制に対応する必要がなくなると考えられる。

iv. 企業としての対応

英国企業をEEAにおける代理人として指名している企業は、英国がEUの物品に関する単一市場に残留しないことが明確になった場合には、英国以外のEEAの代理人に変更すべきである。また、英国市場で事業を継続するためには、英国のEU離脱後に、英国の制度への登録も必要となる。

⑥ 製造業：医薬品、医療機器

i. EU加盟国としての状態

EUの医薬品、医療機器に関する規制により、主に次の人および機能をEEAに置くよう定められている。

- 医薬品の販売許可保持者
- 医薬品の販売許可申請者
- 治験薬の輸入許可保持者が指名する有資格者
- 臨床試験のスポンサーかその法定代理人
- 希少疾患用医薬品指定保持者

- 医薬品安全性監視のための有資格者（Qualified Person for Pharmacovigilance (QPPV)）とQPPVが不在の場合のバックアップ
- 医薬品安全性監視システム・マスターファイル(PSMF)
- EU域外で最終製品として製造された医薬品をEU域内で販売する際に求められる、輸入許可の取得に必要な有資格者
- バッチリリース・サイト¹⁵
- 製品説明書に掲載されているローカル代理人
- 第三者認証機関による適合性評価が必要な医療機器に関しては、EU加盟国の第三者認証機関の4ケタの番号を付さなければならない

ii. EU・英国間の取り決めがないまま、英国がEUを離脱した場合に適用される条件

英国のEU離脱後は、EU域外の第三国となるため、英国に置いている人や機能をEEAに移転させない限り、EEAでの販売、臨床試験などが継続できなくなる。また、英国当局も、一定の猶予期間を設けた上で、同様の役割を英国に置くことを求める計画である。

iii. 期待され得るEU・英国間の将来関係に関する協定の内容

英国の白書（チェッカーズ提案）では、欧州医薬品庁（EMA）に参加し、ヒト用と動物用の医薬品の市場での販売を可能にする現在のルートが、すべて利用できるようにすることと、英国の規制当局が、医薬品の評価を主導する当局としての活動などの技術的な作業を継続できるようにすることを目標としている。

欧州理事会のガイドラインでは、自主的な規制協力の仕組みを入れているだけで、具体的な内容には触れていない。欧州医薬品庁には、EU加盟国に加え、EEA諸国が加盟している。

英国が、EUの物品に関する単一市場に残るか、残らないかは、現時点では予想が難しいが、英国が、物品に関する単一市場に残る場合、欧州医薬品庁に参加する道が開

¹⁵ 製造・輸入された医薬品のロット（バッチ）をEEAで上市するに当たり、検査・試験を行い、販売許可の要件と医薬品の製造所における製造管理と品質管理に関する基準を満たしていることを製造・輸入承認保持者の有資格者（Qualified Person）が認証する拠点のこと。

かれる可能性がある。その場合、EUと英国の両方で、それぞれ規制に対応する必要がなくなると思われる。

iv. 企業としての対応

英国が、EUの物品に関する単一市場に残らないことが明確になった場合には、EEAでの事業を継続するため、英国当局から発行されている認可を、EEAの当局に移転し、法令順守上必要な人員、機能を配置すべきである。また、英国での事業を継続するために、同様の措置を取るべきである。

⑦ 製造業：食品の表示

i. EU加盟国としての状態

EUの食品に関する規制は、表示に関するルール、原産国に関するルール、特定の食品、原材料に関するルール、輸入管理など、多岐に渡る。

あらかじめ包装された食品をEEAで販売する場合、ラベルには責任ある食品事業者の名前とEEAの住所が必要となる。また、食品事業者、認可保有者、申請者、またはその代理人は、EEAに置かれなければならない場合がある。

遺伝子組換え食品および飼料の認可の申請者・代理人は、EEAに置かれなければならない。加盟国の管轄機関が申請を受け付ける窓口となる。さらに、2020年4月からEUの食品の表示に関するルールが変わり、食品の主たる原材料の原産地国が、主要成分の由来地と異なる場合の表示ルールが導入される。

ii. EU・英国間の取り決めがないまま、英国がEUを離脱した場合に適用される条件

英国を原産国とする食品や食材の原産国表示として「EU」を使用することはできなくなる。

あらかじめ包装された食品をEEAまたは英国で販売する場合、ラベルには責任ある食品事業者の名前とそれぞれの地域または国内における住所が必要となる。また、食品事業者、認可保有者、申請者、またはその代理人を、EEAに設置しなければならないことから、現在英国のみに置いている場合、英国の離脱後にEEAに食品を輸出する場合はEEAにも食品事業者や認可保持者などを設置しなければ、販売を継続できない。

さらに、英国のEU離脱後、英国からEUへの動物起源食品の輸入には、主に次の要件が満たされる必要がある。

- 英国が動物起源製品の公的検査に関するEUの要件を満たすEU域外の第三国として、欧州委員会が作成するリストに掲載されていること。

- 当該食品を処理する英国内の加工施設がEUの要件を満たすEU域外の第三国の加工施設として、欧州委員会が作成するリストに掲載されていること。
- 英国が、EUの残留動物用医薬品を規制する指令96/23¹⁶が定める残留物質モニタリング計画を有するEU域外の第三国として、欧州委員会のリストに掲載されていること。
- 輸入食品が、すべての食品衛生要件を満たしていること。

英国のEU離脱後、英国からEUへ動物起源食品が輸入される際の最初の国境検査所で、上記の要件を満たしていることを確認することが義務付けられる。加えて、次の点に留意する必要がある。

- 承認された国境検査所を通らなければならない。
- 書類の検査、適切な頻度の現物検査が行われる。
- EU法に準拠した証明書が添付されていなければならない。

動物起源食品とは異なり、非動物起源食品の輸入の際には、EU域外の第三国と食品加工施設が、欧州委員会が作成するリストに掲載されている必要はないが、日常的な検査が行われ、EUの植物検疫要件が適用される。

この他、英国のEU離脱後、英国からEUへの、放射線処理が行われた食品の輸入に際しては、英国と放射線処理施設が、放射線処理をした食品のEUへの輸入が可能な原産国と加工施設として欧州委員会が作成するリストに掲載されていない場合、禁止される。

EU域内で生産された有機食品を域内で販売するためには、規則834/2007¹⁷が定めるルールを満たす方法で生産する必要があり、関連事業者はEU加盟国の監督当局もしくは検査機関からルールの順守を示す証明書の発行を受けなければならない。英国のEU離脱後は、英国の監督当局および検査機関が発行した証明書は無効となる。

英国はEU域外の第三国となるため、同国からEUに有機食品を輸入する際には、英国の基準がEU基準との同等性を認められていること、または、当該有機食品が欧州委員会の認定を受けた監督当局もしくは検査機関の証明書の発行を受けていなければならない。

¹⁶ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1539757318066&uri=CELEX:31996L0023>

¹⁷ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1539757527262&uri=CELEX:32007R0834>

iii. 期待され得るEU・英国間の将来関係に関する協定の内容

英国が、EUの物品に関する単一市場に残留するか否かは、2018年9月30日現在では予想が難しいが、英国が単一市場に残留する場合、EUの食品規制が適用され、EU域外の第三国から輸入される食品に対する規制は適用されないことが期待される。

iv. 企業としての対応

英国がEUを離脱した時点から、英国を原産とする食品の原産地を「EU」とできなくなるので、表示を「英国」に変更する必要がある。

また、包装された食品を販売する場合のラベルの住所表示、加えて食品事業者、認可保有者、申請者、またはその代理人のEEAまたは英国における配置に注意が必要となる。

EU・英国間の取り決めがない状態で、2019年3月30日に英国がEUを離脱した場合、動物由来の食品、放射線処理の行われた食品、有機食品の英国からEUへの輸入は、英国および英国の施設が欧州委員会によって、輸入を認められたEU域外の第三国および施設のリストに掲載されるまで、不可能になることを念頭に、サプライチェーンを見直すことが望ましいと考えられる。また、EU・英国間の将来関係に関する協定に、EUの食品規制への統一が盛り込まれない場合も同様である。

⑧ サービス業：金融

i. EU加盟国としての状態

EUに設立された金融機関は、一つの加盟国の規制当局から認可を受ければ、EEA全域で活動することができる（EUパスポートと呼ばれる）。

ii. EU・英国間の取り決めがないまま、英国がEUを離脱した場合に適用される条件

英国がEUを離脱した時点で、英国当局から受けた認可は、EEAでの効力を失う。その結果、英国で設立され、英国当局からの認可に基づいて活動している銀行、投資銀行、保険会社、投資ファンド、資産運用会社、年金基金などは、EEAでサービスを提供することができなくなる。

さらに英国の金融取引所に対するEU法に基づく認可が失効する。EEAの企業は、立地する加盟国の国内法により、英国の金融取引所に参加できなくなる可能性がある。EEAに代替可能な金融取引所が存在しない場合、EEAの企業は特定のデリバティブ取引などができなくなる可能性がある。

英国当局から受けた認可に基づき、EEAに開設された支店は、EU域外の金融機関の支店と見なされ、支店が設立された加盟国のルールに従って認可を受けなければ、

サービスの提供を継続できない。認可を受けた場合でも、サービス提供の地理的な範囲は認可を受けた加盟国に限定される。すなわち、日本の金融機関のEU域内・EEAにおける支店と同じ扱いになる。

EEAの当局から受けた認可に基づいて、英国でサービスを提供している金融機関に対して、英国当局は、英国のEU離脱後、最長3年間の暫定認可を与え、サービス提供の継続を認める見込みである。

iii. 期待され得るEU・英国間の将来関係に関する協定の内容

英国の白書（チェッカーズ提案）では、金融サービスに関して、英国とEUがそれぞれの市場へのアクセスを管理するとした上で、統合された市場の相互利益と金融の安定を確保する新たな経済的、規制的な取り組みを行うとしている。一方、欧州理事会のガイドラインでは、受け入れ国側のルールに基づく市場アクセスを認めることを目的に定めている。

金融サービスに関しては、受け入れ国側のルールに基づく市場アクセスという点で両者は一致しており、金融サービスを提供するためには、EEAと英国の両方で認可を取得する必要がある体制になる可能性がある。

iv. 企業としての対応

英国が方針転換し、サービス業を含めた単一市場に残留しない限り、金融サービスをEEAと英国で提供するためには、両方の国・地域で認可を取得する必要性が生じ得る。なお、EEA外の金融機関がEUパスポートを利用するためには、EEAに子会社を設立して、独立した金融機関として認可を取得する必要がある。

⑨ サービス業：輸送

i. EU加盟国としての状態

航空輸送、鉄道輸送、道路輸送において、1つの加盟国当局によって発行された免許、証明などは、原則としてEU全域で有効である。

ii. EU・英国間の取り決めがないまま、英国がEUを離脱した場合に適用される条件

航空輸送

航空会社のEU域内の路線の営業許可を維持する条件として、本社をEU加盟国に置くこと、EU加盟国・加盟国民が過半数の所有者でかつ実質的な経営権を持つこと、などの条件を常に満たさなければならない。英国がEUを離脱することにより、この条件が満たされなくなると、営業許可は、無効になる。

EUは、単独であるいは加盟国とともに、国際航空輸送協定を締結している。英国がEUを離脱した時点から、英国は、EUが単独あるいは加盟国とともに当事者になっている国際航空輸送協定の対象から外れる。

欧州航空安全機関（EASA）が英国居住者に対し発行した証明書（機体、エンジンの型式証明など）は、EUでの効力を失う。また、英国当局が英国のEU離脱以前に発行した証明書（耐空証明書、飛行許可、パイロット・ライセンス、パイロット医療証明書など）も、英国がEUを離脱した時点でEUでの効力を失う。

英国の航空会社、英国で登録された機体は、EU域外の第三国の航空会社、機体とみなされ、EASAによるEU域外の航空会社と機体などに対する規制を順守しなければならない。

鉄道輸送

鉄道会社の営業許可は、鉄道会社が設立されたEU加盟国当局によって発行され、EU全域で効力を持つ。英国のEU離脱後、英国当局が離脱以前に発行した営業許可は、EUでは無効になる。英国に拠点を置く企業がEUで営業を続けるには、EU加盟国当局から、営業許可を取得しなければならない。

また、鉄道会社が、鉄道インフラを利用するためには、EU加盟国当局から安全証明を取得しなければならない。英国のEU離脱後、英国で発行された安全証明は、EUでは無効になる。英国で安全証明を取得した企業がEUで営業を続けるためには、EU加盟国から安全証明を取得しなければならない。

鉄道の運転手の運転免許と、運転手が走行できる路線と車両を示した証明書は、それぞれEU加盟国当局、鉄道会社によって発行される。運転免許は、EU全域で有効である。証明書は、記載された路線と車両に関して有効である。英国のEU離脱後は、英国で発行された鉄道の運転手の運転免許と証明書は、EUでは無効になる。英国で発行された運転免許と証明書を持ち、EUで鉄道を運転する運転手は、EUで有効な運転免許と証明書を取得しなければならない。

道路輸送

道路輸送オペレーターと道路輸送管理者は、EU加盟国当局によって発行された専門能力の証明書を保持しなければならない。英国当局によって発行された専門能力の証明書は、英国のEU離脱以降、EUでは無効になる。

英国のEU離脱以降、英国国籍の運転手で、EU加盟国の長期滞在者でない場合、EU加盟国による運転手証明（複数のEU加盟国間で輸送業務に従事する運転手が、加盟国

に設立された道路輸送オペレーターに合法的に雇用されているか、合法的に派遣されていることを示す統一された様式の種類)を取得しなければならない。

EU域内で貨物、旅客を輸送する運転手は、EU加盟国当局によって発行された専門能力の証明書(資格の取得および定期的な訓練)を保持しなければならない。英国のEU離脱後は、英国で発行された専門能力の証明書は、EUでは無効になる。すでに証明書を取得済みのEU域内の企業に雇用された英国国籍の運転手に加え、英国に居住するEU域内の企業に雇用されたEU加盟国国籍の運転手は、定期的訓練を企業が設立されたEU加盟国で受けなければならない。

EU加盟国によって発行された運転免許証は、指令2000/126/ECにより加盟国間で相互認証されている。英国のEU離脱後は、英国で発行された運転免許証は、同指令に基づく相互認証の対象外となる。EU域外の第三国によって発行された運転免許証の認証に関するEUレベルの制度はなく、加盟国単位の国際免許証などによる認証制度となる。

一方、EU域内で営業する道路輸送会社は、EU加盟国に設立されていなければならない。英国のEU離脱後は、英国に設立された道路輸送会社は、この条件を満たさない。また、EUで営業する道路輸送会社は、EU加盟国に輸送管理者を置かなければならない。英国のEU離脱以降、英国だけに輸送管理者を置いているEUで営業する道路輸送会社は、この条件を満たさないため、EU加盟国にも輸送管理者を置かなければならない。

EUにおける国際貨物輸送会社は、EUライセンスを保持しなければならない。EUライセンスは、EU加盟国当局によって、加盟国に設立され、営業する国際貨物輸送会社に対して発行される。英国のEU離脱後は、英国で発行されたEUライセンスは、EUでは無効となり、英国に設立された国際貨物輸送会社は、EUライセンスに基づく、EU市場へのアクセスを失う。その場合、欧州交通相会合(現在の国際交通フォーラム)が管理する多国間割当制度が適用される。この制度のもとでは、カボタージュ(道路輸送会社が自国でない区間で営業すること)を認めていない。

EUの国際旅客輸送会社は、加盟国当局によって発行されたEUライセンスを保持していなければならない。英国のEU離脱後は、英国で発行されたEUライセンスは、EU域内では無効になる。

iii. 期待され得るEU・英国間の将来関係に関する協定の内容

英国の白書(チェッカーズ提案)においては、英国およびEUの道路貨物輸送業者および旅客輸送業者の相互アクセスを含む、道路輸送に関する選択肢を模索し、英仏海峡トンネルおよび英国の北アイルランドのベルファストとアイルランド(共和国)の

ダブリンを結ぶ国際列車エンタープライズにおけるサービスの継続的な運営を支援するために関係国と二国間鉄道協定を締結し、EASAへの英国の参加と、英国とEU間、それぞれの領土内における、相互の自由な航空アクセスを維持する航空輸送協定を目指すとしている。

欧州理事会のガイドラインでは、輸送サービスに関しては、英国の離脱後に、英国とEUの間の継続的なつながりを確保することを目的とすべきとする。特に、競争の激しい分野での平等な競争環境を確保した上で、航空機の安全性と保安協定を兼ね備えた航空輸送協定や、他の輸送形態に関する協定を通じて実現され得る、としている。

英国とEUとの地理的な近さと経済の相互依存関係を鑑みると、陸上輸送、航空輸送において、多岐に渡る合意が結ばれる可能性が高い。しかし、英国がEU加盟国である現状と比較すると、同程度のアクセスが実現する可能性は低い。

iv. 企業としての対応

輸送に関しては、英国で発行されたEU全体で効力を持つライセンスや証明書が、英国のEU離脱により、EUでの効力を失うことに多くの問題がある。従って、企業レベルの対応としては、EUで営業を続けるためには、英国のEU離脱後、移行期間中にEU加盟国からライセンスや証明を取得することが対策の中心になると思われる。

その一方で、EU・英国間の取り決めがない状態で英国がEUを離脱した場合の運輸産業に対する影響は、英国政府、EU加盟国政府、欧州委員会によって認識されており、一方的措置導入の準備が進められている。ただし、2018年9月30日現在では、どの程度の緩和措置になるかは明確ではない。

⑩ サービス業：情報社会サービス（電子商取引等）

i. EU加盟国としての状態

EUにおける通信、電子商取引などの情報社会サービスに対する規制では、原則として、提供先の加盟国の法令ではなく、サービス提供事業者の設立された加盟国の法令に従うと定められている¹⁸。

¹⁸ Directive 2000/31/EC of the European Parliament and of the Council of 8 June 2000 on certain legal aspects of information society services, in particular electronic commerce, in the Internal Market ('Directive on electronic commerce')

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32000L0031>

一般消費者を対象とする、EUの域内国境を越える通信、放送、電子商取引サービスに関しては、サービス提供事業者は、設立された加盟国において、その加盟国において付与された付加価値税（VAT）登録番号を用い、ミニ・ワン・ストップ・ショップ（MOSS）と呼ばれるVAT申告システムを通じて、すべてのサービス提供先の加盟国のVAT申告を行うことができる。EU加盟国に設立されていないサービス提供事業者は、現時点では、MOSSの利用を認められておらず、サービス提供先のすべての加盟国においてVAT申告を行わなければならない。

ii. EU・英国間の取り決めがないまま、英国がEUを離脱した場合に適用される条件

英国が、EUを離脱した時点から、英国に設立された情報社会サービス提供事業者は、EU域外の第三国に設立された情報社会サービス提供事業者となるので、設立国の法令に基づいたEU域内でのサービス提供が認められなくなり、サービス提供先の各加盟国の法令に従わなければならない。EU加盟国は、EU域外の第三国に設立された情報社会サービス提供事業者に対し、自国のルールを適用することができる。また、電子商取引指令2000/31/ECが定める伝達される情報や自動的かつ仲介のための情報の保管に関する仲介サービス提供事業者の責任の制限は、英国に設立された仲介サービス提供事業者には適用されなくなる。

英国がEUを離脱した時点から、英国ではMOSSを利用できなくなる。しかし、EUのVAT制度改正により、2019年1月1日から、EU域外の第三国に設立された情報社会サービス提供事業者もMOSSを利用できるようになる。このため、英国のEU離脱後にEUの消費者のサービスを提供する英国の情報社会サービス提供事業者は、いずれかのEU加盟国を選んでVAT登録を行い、その加盟国のMOSSを通じてサービス提供先のすべてのEU加盟国のVAT申告を行うことができるようになる。

iii. 期待され得るEU・英国間の将来関係に関する協定の内容

英国は、サービスの単一市場に残留しないことを表明しているため、英国がサービス業の単一市場への残留に向けた政策変更を行わない限り、英国で設立されたEUにサービスを提供するサービス提供事業者は、提供先の加盟各国のルールに従うことになることが予想される。反対に、EUのサービス提供事業者が、英国にサービスを提供する場合も、英国のルールに従うことになる。

iv. 企業としての対応

離脱後の英国とEUの間での情報社会サービスに関する法的枠組みは、EU・英国間の取り決めがない状態で英国がEUを離脱した場合も、将来関係に関する協定が実現した場合も、提供先の国のルールに従うことになる。従って、英国とEU27カ国の間で

サービス提供を継続するためには、提供先の国のルールを継続的に順守できる体制を構築する必要がある。

VAT制度に関しては、英国のMOSSの利用はできなくなるが、2019年3月に予定される英国のEU離脱の時点では、いずれかのEU加盟国を選んでVAT登録を行えば、その加盟国のMOSSを利用できるようになっているので、大きな障害にはならないと予想される。

(4) 現地での雇用、駐在員ビザなど

① 現地での雇用

i. EU加盟国としての状態

EU加盟国の国籍者およびその家族を雇用する場合、労働・滞在許可証の取得は必要ない。¹⁹

ii. EU・英国間の取り決めがないまま、英国がEUを離脱した場合に適用される条件

英国国籍者およびEU加盟国の国籍を有しないその家族で、EU長期滞在者（5年以上合法的に滞在、以下同様）の条件を満たしていない者をEU加盟国で雇用する場合、労働・滞在許可証の取得が必要になる。その場合、EU加盟国の国籍者の雇用を優先するEUの規定が適用される。

EU加盟国の国籍者および英国国籍を有しないその家族で、長期滞在者（5年以上合法的に滞在、以下同様）の条件を満たしていない者を英国で雇用する場合、労働・滞在許可証の取得が必要になる。

iii. 期待され得るEU・英国間の将来関係に関する協定の内容

英国の白書（チェッカーズ提案）は、EU加盟国の国籍者の英国への移動の自由を終了するとしている。

欧州理事会のガイドラインでは、双方の将来の関係には、完全な相互主義と加盟国間の非差別に基づく自然人の移動に関する野心的な規定と、社会保障分野での協調や専門資格の認定などの関連分野を含めるべきである、としている。

英国のEU離脱協定の文案（交渉官レベルで合意が成立している条文）によると、移行期間中は、EU加盟国の国籍者とその家族のEU加盟国から英国への移動の自由、および英国国籍者とその家族の英国からEU加盟国への移動の自由は継続される。従っ

¹⁹ 欧州連合機能条約（TFEU）第45条

て、英国でEU加盟国の国籍者あるいはその家族を雇用する場合も、EU加盟国で英国国籍者あるいはその家族を雇用する場合も、労働・滞在許可証の取得は不要である。

英国の白書の方針が維持される場合、EU・英国間の将来関係に関する協定の下では、長期滞在者でないEU加盟国の国籍者を英国で雇用するためには、労働・滞在許可証の取得が必要になる見込みである。ただし、移行期間終了時点で、すでに英国に滞在しているEU加盟国の国籍者とその英国国籍を有しない家族は、継続して英国に居住し就労することが認められる。さらに英国内に5年間継続的に居住した場合、英国のEU離脱協定の下で永住権の申請が可能となる。

長期滞在者でない、英国国籍者を、EU27カ国で雇用する場合も、相互主義に基づき、労働・滞在許可証の取得が必要になると考えられる。移行期間終了時点で、すでにEU27カ国に滞在している英国国籍者とそのEU加盟国の国籍を有しない家族は、労働滞在許可証の取得を免除される見込みである。

iv. 企業としての対応

EU・英国間の取り決めがない状態で、英国がEUを離脱した場合には、長期滞在者ではないEU国籍者とその英国国籍を有さない家族の英国における雇用、長期滞在者ではない英国国籍者とそのEU加盟国の国籍を有さない家族のEUにおける雇用には、労働・滞在許可証の取得が必要となると予想される。

さらに、英国が政策変更し、EU国籍者の移動の自由を認めない限り、将来関係に関する協定の下でも労働・滞在許可証を取得しなければならない、と予想される。

② 駐在員

i. EU加盟国としての状態

EU加盟国以外の国籍者（例えば日本人）がEUに企業内転勤する場合の労働滞在許可に関し、英国、アイルランド、デンマークを除くEU加盟国25カ国は、EUの指令2014/66²⁰に基づき企業内転勤者（ICT）に対する優遇制度を設けている（ただし、ベルギーなど国内法の整備が終了しておらず、優遇制度を実施していない加盟国もある）。また、5年間合法的にEU加盟国に居住した場合、長期滞在者として労働許可証

²⁰ Directive 2014/66/EU of the European Parliament and of the Council of 15 May 2014 on the conditions of entry and residence of third-country nationals in the framework of an intra-corporate transfer

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1539758156907&uri=CELEX:32014L0066>

の取得が不要になるなどの制度を設けている²¹。長期滞在者に関しては、英国も類似の制度を設けている。

シェンゲン圏（英国とアイルランド、キプロス、ブルガリア、ルーマニア、クロアチアを除くEU加盟国22カ国とアイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン、スイス）に関しては、短期滞在ビザ（6か月中、90日未満の滞在）は、共通化されている。

90日以上滞在する駐在員が必要な長期滞在ビザに関しては、EUレベルの統合は行われておらず、加盟国がそれぞれの制度を導入している。

ii. EU・英国間の取り決めがないまま、英国がEUを離脱した場合に適用される条件

英国は、EUのICT滞在許可制度、長期滞在者に対する優遇制度に加わっておらず、シェンゲン圏外であるため、英国の現行の制度の適用が継続され、EU加盟国以外からの派遣者と現地雇用者に対するEUからの離脱による影響はない。

iii. 期待され得るEU・英国間の将来関係に関する協定の内容

EU加盟国以外の国籍を持つ英国内の派遣者と現地雇用者に対し、EUを離脱することによる影響はない。ただし、EU離脱に伴って英国が、すべての外国人を対象に現在の労働滞在許可証制度を改正する場合、改正の影響を受ける可能性はある。

iv. 企業としての対応

日本人がEU加盟国あるいは英国に派遣される場合に適用される労働滞在許可制度に関しては、英国のEU離脱を理由とする変更はない。

（5）個人データ保護

① EU加盟国としての状態

一般データ保護規則2016/679（GDPR）²²に基づく規制がEU域内で統一的に運用されており、EEA内におけるデータの移転に制限はない。

²¹ Council Directive 2003/109/EC of 25 November 2003 concerning the status of third-country nationals who are long-term residents

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32003L0109>

²² Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation) (Text with EEA relevance)

個人の同意や契約の履行などのGDPRの例外規定に相当しない、EEA外のデータ保護水準の充分性が認定されていない国への個人データの移転は、企業グループのレベルで適切なデータ保護体制が構築されていることを保証しなければならない。具体的には、標準契約条項（SCC）や、拘束的企業準則（BCR）、承認された行動規範などにより、企業グループのデータの適切な保護体制を保証する必要がある。

② EU・英国間の取り決めがないまま、英国がEUを離脱した場合に適用される条件

英国がEU・英国間の取り決めがない状態で2019年3月30日にEUを離脱した場合、EUから英国への個人データの移転には、SCCやBCR、承認された行動規範などにより、適切な保護体制を企業グループのレベルで保証しなければならない。

また、2018年9月30日現在、EUは日本のデータ保護水準の充分性の認定手続きを進めており、早期の認定が期待されるどころだが、保護水準の認定は、英国がEUを離脱した時点から英国には適用されなくなると考えられる。このため、英国と日本の間で、何らかの取り決めがなされるまでは日本と英国の間の個人データの移転が制限される可能性がある。

③ 期待され得るEU・英国間の将来関係に関する協定の内容

英国は、GDPRに基づく英国のデータ保護水準の充分性認定により、双方間の自由なデータの移転を可能にすることを目指している。欧州理事会のガイドラインも同様に、GDPRに基づく充分性の認定を目指している。従って、GDPRで規定される、保護レベルの充分性認定手続きが進められると予想される。しかし、同認定手続きは、EU域外の第三国を対象にしているため、英国がEU加盟国である間は手続きを始めることができず、手続きの開始は英国のEU離脱を待たなければならない。

④ 企業としての対応

EU・英国間の取り決めがない状態で、英国がEUを離脱した場合、EUと英国の間の個人データの移転は自由にはできなくなる。EUと英国の間の個人データの移転が日常的に必要であればSCCなどを用いて、適切な保護体制を企業グループのレベルで保証する準備をすることが望ましい。また、英国のEU離脱協定が発効し、移行期間が設けられる場合、移行期間中に英国の充分性認定が行われることが期待される。

(6) 専門資格

① EU加盟国としての状態

資格を必要とする職業に関し、資格を取得した加盟国とは異なる加盟国で職に就く場合、専門資格の認定に関する指令2005/36/EC²³に基づいて資格の認定を受けることができる。また、ある加盟国で専門資格の認定を受けた場合、一時的もしくは不定期であれば、一定条件の下で、他の加盟国においても資格を必要とする職業を行使することができる。このルールは、ノルウェーとアイスランド、リヒテンシュタインでも適用される。指令2005/36/ECは、EU加盟国の国籍者を対象としているため、それ以外の国籍者は対象とならない。

なお、弁護士と法定監査人の専門資格のEU加盟国間での認定は、それぞれ指令2006/43/EC²⁴と指令98/5/EC²⁵に基づいて行われている。また、欧州委員会のデータベース²⁶によると、1997年～2017年の間に、英国以外のEU加盟国で取得された専門資格の英国による認定件数は約14万8,000件あり、英国で取得された専門資格の他のEU加盟国による認定件数は約2万8,000件だった。

② EU・英国間の取り決めがないまま、英国がEUを離脱した場合に適用される条件

英国国籍者は英国がEUを離脱した時点で、専門資格の認定に関する指令2005/36/ECの適用対象外となる。ただし、英国のEU離脱以前に行われた、英国で取得した専門資格のEU27カ国のいずれかによる認定の決定は、影響を受けない。

²³ Directive 2005/36/EC of the European Parliament and of the Council of 7 September 2005 on the recognition of professional qualifications (Text with EEA relevance)

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1539758312589&uri=CELEX:32005L0036>

²⁴ Directive 2006/43/EC of the European Parliament and of the Council of 17 May 2006 on statutory audits of annual accounts and consolidated accounts, amending Council Directives 78/660/EEC and 83/349/EEC and repealing Council Directive 84/253/EEC (Text with EEA relevance)

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1539758393281&uri=CELEX:32006L0043>

²⁵ Directive 98/5/EC of the European Parliament and of the Council of 16 February 1998 to facilitate practice of the profession of lawyer on a permanent basis in a Member State other than that in which the qualification was obtained

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1539758451110&uri=CELEX:31998L0005>

²⁶ Regulated professional database

http://ec.europa.eu/growth/tools-databases/regprof/index.cfm?action=stat_overall&b_services=false

英国のEU離脱後は、英国国籍者の専門資格の認定は、資格を取得したのが英国であろうと、他の加盟国であろうと、EU域外の第三国であろうと、認定を行う各加盟国の国内ルールが適用される。認定された専門資格を、他の加盟国において短期的に行使ができるかどうか、加盟国ごとのルールに基づく。また、EU27カ国の国籍者が、英国で取得した専門資格をEUで行使する場合、その専門資格の認定は、加盟国ごとのルールに基づくことになる。

③ 期待され得るEU・英国間の将来関係に関する協定の内容

英国のEU離脱協定の文案（交渉官レベルで合意が成立している条文）は、英国のEU離脱以前の専門資格の認定の決定が離脱後も有効であると定めている。

英国の白書（チェッカーズ提案）では、EUの指令2005/36/ECと同じスコープを持ち、長期的な専門資格の行使だけでなく、短期的な国境を越えた専門資格の行使を含む、専門資格認定制度を目標としている。また、欧州理事会のガイドラインも野心的な専門資格の認定を目標としている。

英国と欧州理事会は共に、専門資格認定制度を導入することに前向きであるため、将来関係に関する協定が実現するのであれば専門資格の認定が制度化される可能性は高いと考えられる。しかし、専門資格の認定と、人の移動の自由は密接に関わっており、将来のEUと英国間の専門資格の認定制度が、英国の専門資格を認定した加盟国以外の加盟国における短期的な資格の行使を認めるかどうかは、EUと英国の間の人の移動の自由に対する制限の影響も受けると予想される。

④ 企業としての対応

英国で取得した専門資格を有する者をEU27カ国で雇用している、その専門資格の認定が、EU指令2005/36/ECによるものか、その加盟国国内ルールによるものかを確認する必要が生じる可能性がある。加盟国の国内ルールによって認定されている場合、英国がEU域外の第三国になった時に、認定が継続するか否かを確認すべきである。英国の離脱によって問題が生じる可能性があれば、英国がEU加盟国であるうちに、指令2005/36/ECに基づく認定の決定を受けることを検討すべきと考えられる。

また、EU27カ国で専門資格を有する英国人を雇用しており、英国で取得した専門資格を指令2005/36/ECに基づいて複数の加盟国で行使している場合、英国のEU離脱後にそれらの加盟国でも継続して行使できるか確認すべきであろう。

(7) 研究とイノベーションに対するEU補助金

① EU加盟国としての状態

EUの主な研究・イノベーション助成プログラムとして、「ホライズン (Horizon) 2020」がある。2014～2020年の7年間に渡る多年度プログラムで、総額700億ユーロを超える補助金を提供する。

ホライズン2020には、EU加盟国だけでなく、スイスやイスラエルなどEU域外の16の国・地域が「準加盟国 (Associated Countries)」、日本や米国などが第三国として参加している。特に準加盟国の法人は、加盟国の法人と同じ条件でホライズン2020に参加できる。

② EU・英国間の取り決めがないまま、英国がEUを離脱した場合に適用される条件

英国のEU離脱の時点で、既に開始されているプロジェクトを含め、ホライズン2020をはじめとするEUの補助金プログラムは英国では打ち切られると考えられている。英国政府は、そのような事態になった場合でも、すでにEUの補助金の対象になることが決まったプロジェクトに関しては、2020年までEUから支給されるはずであった分の補助金を支払う意向を明らかにしている²⁷。

③ 期待され得るEU・英国間の将来関係に関する協定の内容

英国のEU離脱協定の文案（交渉官レベルで合意が成立している条文）には、2014～2020年のEUのすべての多年度プログラムへの英国の参加が盛り込まれた。

英国の白書（チェッカーズ提案）によると、英国は、2020年12月31日までの移行期間の終了後、EUの研究・イノベーション・プログラムに、資金の拠出を前提として、準加盟国として参加することを目標としている。特に、ホライズン2020の後継イニシアチブである「ホライズン・ヨーロッパ (Horizon Europe)、欧州原子力共同体の研究訓練プログラム、欧州トールス共同研究施設 (JET、核融合実験装置)に加え、日本とEU、ロシア、米国、韓国、中国、インドが進める国際熱核融合実験炉 (ITER) 計画も挙げている。さらに、他のプログラムへの参加も検討すべきとしている。

²⁷ Guidance The government's guarantee for EU-funded programmes if there's no Brexit deal, HM Treasury, Updated 14 September 2018
<https://www.gov.uk/government/publications/the-governments-guarantee-for-eu-funded-programmes-if-theres-no-brexit-deal/the-governments-guarantee-for-eu-funded-programmes-if-theres-no-brexit-deal>

一方、欧州理事会のガイドラインは、英国のEUの研究・イノベーション・プログラムへの参加は、各プログラムにおける、EU域外の第三国の参加規程に従うべきである、としている。従って、EU域外の第三国の参加を認めているEUの研究・イノベーション・プログラムへの英国の参加は、実現する可能性が高いと言えよう。

④ 企業としての対応

英国法人として、ホライズン2020などの、EUの2014～2020年の多年度プログラムに参加している場合、EU・英国間の取り決めがない状態で英国がEUを離脱した場合でも、資金援助が途中で打ち切られる可能性は低い。また、将来関係に関する協定が結ばれた場合には、英国法人のEUの研究・イノベーション・プログラムへの参加は、引き続き可能になると予想される。

(8) 知的財産権

① はじめに

欧州の知的財産権保護制度は、加盟各国において個別に発展してきており、現在でも、加盟各国の知的財産権が大きな割合を占めている。

例えば、特許に関しては、加盟各国の特許庁に出願することもできるし、EUの機関ではないが欧州特許条約に基づいて設立された、欧州特許庁（EPO）に欧州特許を出願することもできる。

また、各国単位の知財権制度に加え、EU全体での保護を可能にするEU商標（EU Trade Marks）とEU意匠（Community Design）の3制度が導入されており、単一特許（Unitary Patent）についても導入することで合意している。さらに、EUでは、特許を取得済みの医薬品および農薬について、補充的保護証明書（SPC）があり、同証明書を取得することで特許保護期間を最長5年間、延長できる。

一方、EUの税関における知的財産権の執行（差し押さえ）の申請手続きは、EUで共通化されている。

② 単一特許

i. EU加盟国としての状態

単一特許は2018年9月30日現在、運用は開始されていない。単一特許制度を創設する規則1257/2012²⁸および規則1260/2012²⁹は、2013年に発効したが、単一特許制度の運用開始は、統一特許裁判所（UPC）を創設する、UPC協定の発効が前提となる。UPC協定の発効は、英国とドイツ、フランスを含む13カ国の批准が必要だが、2018年9月30日現在、ドイツの憲法裁判所で批准の可否を検討しているため、発効が遅れている。

UPCは、EU加盟国によって設立される国際裁判所で、単一特許だけでなく、欧州の通常の特許に関する係争も扱う。UPC協定の締結国は、EU加盟国に限定されるが、すべての加盟国が締結しているわけではなく、スペインとポーランド、クロアチアは、UPC協定に調印していない。

単一特許の出願は、EPOに行くこととなる。

ii. EU・英国間の取り決めがないまま、英国がEUを離脱した場合に適用される条件

単一特許制度とUPC協定から英国が離脱しなければならない場合、単一特許による保護は、英国に及ばなくなる。また、英国における特許にかかわる係争は、英国の裁判所が管轄することになる。英国企業が、単一特許とUPCを、EUにおける特許権保護のために利用することは、可能である。

iii. 期待され得るEU・英国間の将来関係に関する協定の内容

英国は、UPC協定をすでに批准しており、EU離脱後も、単一特許制度とUPC協定への残留を希望しているが、単一特許制度は、EUの規則に基づく制度であるため、見通しは不透明だ。一方、UPC協定は、国際協定であり、通常の特許も扱うため、他の締結国の意向によっては、英国の残留が認められる可能もある。

²⁸ Regulation (EU) No 1257/2012 of the European Parliament and of the Council of 17 December 2012 implementing enhanced cooperation in the area of the creation of unitary patent protection
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1539758571136&uri=CELEX:32012R1257>

²⁹ Council Regulation (EU) No 1260/2012 of 17 December 2012 implementing enhanced cooperation in the area of the creation of unitary patent protection with regard to the applicable translation arrangements
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1539758616202&uri=CELEX:32012R1260>

iv. 企業としての対応

単一特許制度とUPCは、従来、各国単位で行わなければならなかった、EUにおける企業の特許管理のための費用を低減することを目的に導入された。従って、英国が離脱すると、期待される費用削減効果が失われると考えられる。

③ EU商標、EU意匠

i. EU加盟国としての状態

EU商標とEU意匠は、それぞれEUの規則2017/1001³⁰や規則6/2002³¹などにに基づき、欧州連合知的財産庁（EUIPO）が管理・運営する知的財産権保護制度である。EU商標とEU意匠の保持者に対しては、保護がEU全域におよぶ。

ii. EU・英国間の取り決めがないまま、英国がEUを離脱した場合に適用される条件

英国のEU離脱後、EU商標権とEU意匠権の保護は、英国には及ばなくなる。英国政府は、EU商標権とEU意匠権の保持者に対し、英国の新しい商標権と意匠権を認めることで、英国での保護が継続するよう立法を行う計画である。また、EUIPOにEU商標権とEU意匠権を出願中の場合、英国のEU離脱後9カ月以内に、英国でも出願すれば、優先権を主張するためのEUでの出願日を認める計画である。

iii. 期待され得るEU・英国間の将来関係に関する協定の内容

離脱協定の文案では、移行期間の終了時点でのEU商標権とEU意匠権の保持者に対し、英国内での権利の保護を認めることが盛り込まれた。

iv. 企業としての対応

EU・英国間の取り決めがない状態で英国がEUを離脱する場合でも、21カ月の移行期間が設けられる場合でも、保護が継続するという点と、EU商標権とEU意匠権は、EU27カ国における保護と英国における保護に分けられる、という点は共通すると考えられる。従って、英国のEU離脱後は、EUと英国の両方で商標権、意匠権の出願、更新などを行う必要が生じる可能性がある。

³⁰ Regulation (EU) 2017/1001 of the European Parliament and of the Council of 14 June 2017 on the European Union trade mark (Text with EEA relevance.)

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1539758666658&uri=CELEX:32017R1001>

³¹ Council Regulation (EC) No 6/2002 of 12 December 2001 on Community designs

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1539758740851&uri=CELEX:32002R0006>

④ 補充的保護証明書

i. EU加盟国としての状態

EUでは、特許を取得済みの医薬品および農薬について、補充的保護証明書（SPC）により、追加的な特許保護期間を規定している。追加的な保護期間は、特許の出願日と、販売が最初に許可された日の間に相当する期間から5年を差し引いた期間で、5年が上限となる。

ii. EU・英国間の取り決めがないまま、英国がEUを離脱した場合に適用される条件

英国では、EU・英国間の取り決めがない状態で、英国がEUを離脱した場合は、SPC制度を、英国の国内法で構築する計画である。

英国のEU離脱前に、最初の販売許可が英国で下りた場合、英国で販売許可が下りた日が、EUと英国のSPCの保護期間の計算上の最初の販売許可日となる。しかし、英国のEU離脱後に、最初の販売許可が英国で下りた場合には、英国でのSPCの保護期間の計算上の最初の販売許可日とはなるが、EUでの保護期間の計算上の最初の販売許可日とはみなされない。EU27カ国で、最初の販売許可が下りた日が、EUでの保護期間の計算上の最初の販売許可日とみなされる。

iii. 期待され得るEU・英国間の将来関係に関する協定の内容

英国では、移行期間終了時点で、英国のSPC制度を導入すると思われる。取り決めがない状態での離脱の場合と同様に、移行期間の終了の前後で、英国での販売許可日がEUでの保護期間の計算上の販売許可日と見なされるか否かの扱いが異なってくる可能性があるため、注意する必要がある。

iv. 企業としての対応

EUと英国で、SPC制度が継続するが、EUと英国の制度が分かれた後は、双方での申請が必要となる可能性があり、その場合は事務負担の増加も想定される。ただし、販売許可日の扱いによっては、SPCによる保護期間が、伸びる可能性もあり得る。

⑤ 税関における知的財産権の執行

i. EU加盟国としての状態

EU域内で保護されている知的財産権を侵害する疑いのある輸入品の税関での差し押えを要請する場合、規則608/2013³²に基づき、ある加盟国の税関当局に、EU全域で適用できる「EU申請書」を提出することにより、申請を受理した国だけでなく、複数の加盟国に税関での差し押えを要請することができる。申請を受け付けた税関当局がその申請を認める決定をした場合、要請されているすべての加盟国で効力を発する。

ii. EU・英国間の取り決めがないまま、英国がEUを離脱した場合に適用される条件

英国のEU離脱後は、EU申請書を英国の税関当局に申請することはできない。また、英国の税関当局がEU加盟国の税関当局として行ったEU申請書を認める決定は、EU27カ国では無効になる。

iii. 期待され得るEU・英国間の将来関係に関する協定の内容

「1. (3) EU・英国間の将来関係に関する双方の立場の整理」に示した通り、英国の白書（チェッカーズ提案）と欧州理事会のガイドラインは、税関について大きな隔たりがある。しかし、欧州理事会のガイドラインは、税関協力を明記しており、その一環として、知的財産権に関する税関での執行における協力が、実現する可能性もある。

iv. 企業としての対応

知的財産権を侵害する輸入品との競合関係にある事業を行っている場合、EU・英国間の取り決めがない状態で、英国がEUを離脱する場合には、税関当局同士の協力が途切れる可能性が高いため、英国とEU27カ国双方の税関当局に輸入品の差し押さえの申請を行う必要が生じると考えられる。また、離脱協定に合意した場合も、移行期間終了後の税関協力体制が不十分な場合には、英国とEU27カ国双方の税関当局に申請を行う必要が生じると考えられる。

³² Regulation (EU) No 608/2013 of the European Parliament and of the Council of 12 June 2013 concerning customs enforcement of intellectual property rights and repealing Council Regulation (EC) No 1383/2003
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1539758807778&uri=CELEX:32013R0608>

3. 参考資料

- 欧州理事会、EU 閣僚理事会の英国の EU 離脱に関するウェブページ
<https://www.consilium.europa.eu/en/policies/eu-uk-after-referendum/>
 - 欧州理事会 交渉ガイドライン
(2017年4月29日)
<https://www.consilium.europa.eu/media/21763/29-euco-art50-guidelinesen.pdf>
(2017年5月22日)
<https://www.consilium.europa.eu/media/21766/directives-for-the-negotiation-xt21016-ad01re02en17.pdf>
(2017年12月15日)
<https://www.consilium.europa.eu/media/32236/15-euco-art50-guidelines-en.pdf>
(2018年1月29日)
<https://www.consilium.europa.eu/media/32577/negotiatingdirectives.pdf>
(2018年3月23日)
<https://www.consilium.europa.eu/media/33458/23-euco-art50-guidelines.pdf>
 - 英国政府「EU 離脱後の英国と EU の関係を提案する白書（チェッカーズ提案）」
(2018年7月12日)
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/725288/The_future_relationship_between_the_United_Kingdom_and_the_European_Union.pdf
 - EU・英国の首席交渉官による共同報告書（2017年12月8日）
https://ec.europa.eu/commission/sites/beta-political/files/joint_report.pdf
 - 英国の EU 離脱協定文案（2018年3月19日付）
https://ec.europa.eu/commission/sites/beta-political/files/draft_agreement_coloured.pdf
2. ブレグジット対応のためのテーマ別留意点
- 欧州委員会ウェブサイト「Brexit preparedness – Preparedness notices」
https://ec.europa.eu/info/brexit/brexit-preparedness/preparedness-notice_en
 - 英国政府ウェブサイト「How to prepare if the UK leaves the EU with no deal」
<https://www.gov.uk/government/collections/how-to-prepare-if-the-uk-leaves-the-eu-with-no-deal>

■ (2) 関税、税関手続き

➤ ① 関税

NOTICE TO STAKEHOLDERS WITHDRAWAL OF THE UNITED KINGDOM AND EU RULES IN THE FIELD OF CUSTOMS AND INDIRECT TAXATION, the European Commission, 30 January 2018

NOTICE TO STAKEHOLDERS WITHDRAWAL OF THE UNITED KINGDOM AND EU RULES IN THE FIELD OF CUSTOMS AND EXTERNAL TRADE PREFERENTIAL ORIGIN OF GOODS, the European Commission, 4 June 2018
Guidance Classifying your goods in the UK Trade Tariff if there's no Brexit deal, Department for International Trade, HM Revenue & Customs, HM Treasury, 23 August 2018

➤ ② 税関手続き

NOTICE TO STAKEHOLDERS WITHDRAWAL OF THE UNITED KINGDOM AND EU RULES IN THE FIELD OF CUSTOMS AND INDIRECT TAXATION, the European Commission, 30 January 2018

■ (3) 非関税分野（各種規制、型式認証や検疫等）

➤ ① 分野共通の制度：EUエコラベル、EMAS

NOTICE TO STAKEHOLDERS WITHDRAWAL OF THE UNITED KINGDOM AND EU RULES FOR THE USE OF THE EU ECOLABEL, the European Commission, 8 February 2018

NOTICE TO STAKEHOLDERS WITHDRAWAL OF THE UNITED KINGDOM AND EU RULES IN THE FIELD OF THE COMMUNITY ECO-MANAGEMENT AND AUDIT SCHEME (EMAS), the European Commission, 7 March 2018

➤ ② 製造業共通の規制：輸入者、販売者、認定代理人

NOTICE TO STAKEHOLDERS WITHDRAWAL OF THE UNITED KINGDOM AND EU RULES IN THE FIELD OF INDUSTRIAL PRODUCTS, the European Commission, 22 January 2018

COMMISSION NOTICE The 'Blue Guide' on the implementation of EU products rules 2016 (Text with EEA relevance) (2016/C 272/01), the European Commission
Guidance Trading goods regulated under the 'New Approach' if there's no Brexit deal, Department for Business, Energy & Industrial Strategy, 13 September 2018

- ③製造業共通の規制：適合性評価
 NOTICE TO STAKEHOLDERS WITHDRAWAL OF THE UNITED KINGDOM AND EU RULES IN THE FIELD OF INDUSTRIAL PRODUCTS, the European Commission, 22 January 2018
 COMMISSION NOTICE The ‘Blue Guide’ on the implementation of EU products rules 2016 (Text with EEA relevance) (2016/C 272/01), the European Commission
 Guidance Trading goods regulated under the ‘New Approach’ if there’s no Brexit deal, Department for Business, Energy & Industrial Strategy, 13 September 2018
- ④製造業：車両などの型式認定
 NOTICE TO STAKEHOLDERS WITHDRAWAL OF THE UNITED KINGDOM AND EU RULES IN THE FIELD OF TYPE-APPROVAL OF MOTOR VEHICLES, the European Commission, 8 February 2018
 NOTICE TO STAKEHOLDERS WITHDRAWAL OF THE UNITED KINGDOM AND EU RULES IN THE FIELD OF TYPE-APPROVAL OF CERTAIN VEHICLES AND ENGINES, the European Commission, 28 March 2018
 Guidance Vehicle type approval if there’s no Brexit deal, Department for Transport 13 September 2018
- ⑤製造業：化学品
 Advice to companies / Q&As, the European Chemical Agency
<https://echa.europa.eu/advice-to-companies-q-as/reach>
 NOTICE TO STAKEHOLDERS WITHDRAWAL OF THE UNITED KINGDOM AND EU RULES ON BIOCIDAL PRODUCTS, European Commission, 23 January 2018
 Guidance Regulating chemicals (REACH) if there’s no Brexit deal, Department for Environment Food & Rural Affairs, 24 September 2018
- ⑥製造業：医薬品、医療機器
 Notice to marketing authorisation holders of centrally authorised medicinal products for human and veterinary use, European Commission, European Medical Agency, 29 January 2018
 Questions and Answers related to the United Kingdom's withdrawal from the European Union with regard to the medicinal products for human and veterinary use within the framework of the Centralised Procedure, European Commission, European Medical Agency, 19 June 2018

NOTICE TO STAKEHOLDERS WITHDRAWAL OF THE UNITED KINGDOM AND EU RULES IN THE FIELD OF CLINICAL TRIALS, European Commission, 6 September 2018

Guidance How medicines, medical devices and clinical trials would be regulated if there's no Brexit deal, Department of Health and Social Care 14 September 2018

➤ ⑦製造業：食品の表示

NOTICE TO STAKEHOLDERS WITHDRAWAL OF THE UNITED KINGDOM AND EU FOOD LAW, European Commission, 1 February 2018

NOTICE TO STAKEHOLDERS WITHDRAWAL OF THE UNITED KINGDOM AND EU RULES ON GENETICALLY MODIFIED FOOD AND FEED AND THE DELIBERATE RELEASE OF GENETICALLY MODIFIED ORGANISMS INTO THE ENVIRONMENT, European Commission, 23 January 2018

Guidance Producing and labelling food if there's no Brexit deal, Department for Environment Food & Rural Affairs 24 September 2018

➤ ⑧サービス業：金融

NOTICE TO STAKEHOLDERS WITHDRAWAL OF THE UNITED KINGDOM AND EU RULES IN THE FIELD OF BANKING AND PAYMENT SERVICES, European Commission, 8 February 2018

NOTICE TO STAKEHOLDERS WITHDRAWAL OF THE UNITED KINGDOM AND EU RULES IN THE FIELD OF POST-TRADE FINANCIAL SERVICES, European Commission, 8 February 2018

NOTICE TO STAKEHOLDERS WITHDRAWAL OF THE UNITED KINGDOM AND EU RULES IN THE FIELD OF ASSET MANAGEMENT, European Commission, 8 February 2018

NOTICE TO STAKEHOLDERS WITHDRAWAL OF THE UNITED KINGDOM AND EU RULES IN THE FIELD OF MARKETS IN FINANCIAL INSTRUMENTS, European Commission, 8 February 2018

NOTICE TO STAKEHOLDERS WITHDRAWAL OF THE UNITED KINGDOM AND EU RULES IN THE FIELD OF INSURANCE / REINSURANCE, European Commission, 8 February 2018

NOTICE TO STAKEHOLDERS WITHDRAWAL OF THE UNITED KINGDOM AND EU RULES IN THE FIELD OF INSTITUTIONS FOR OCCUPATIONAL RETIREMENT PROVISION, European Commission, 27 April 2018

Guidance Banking, insurance and other financial services if there's no Brexit deal, HM Treasury, 23 August 2018

➤ ⑨サービス業：輸送

NOTICE TO STAKEHOLDERS WITHDRAWAL OF THE UNITED KINGDOM AND EU RULES IN THE FIELD OF AIR TRANSPORT, European Commission, 19 January 2018

NOTICE TO STAKEHOLDERS WITHDRAWAL OF THE UNITED KINGDOM AND EU AVIATION SAFETY RULES, European Commission, 13 April 2018

NOTICE TO STAKEHOLDERS WITHDRAWAL OF THE UNITED KINGDOM AND EU RULES IN THE FIELD OF RAIL TRANSPORT, European Commission, 10 July 2018

NOTICE TO STAKEHOLDERS WITHDRAWAL OF THE UNITED KINGDOM AND EU RULES IN THE FIELD OF ROAD TRANSPORT, European Commission, 19 January 2018

Guidance Aviation safety if there's no Brexit deal, Department for Transport, 24 September 2018

Guidance Aviation security if there's no Brexit deal, Department for Transport, 24 September 2018

Guidance Flights to and from the UK if there's no Brexit deal, Department for Transport, 24 September 2018

Guidance Commercial road haulage in the EU if there's no Brexit deal, Department for Transport, 24 September 2018

Guidance Operating bus or coach services abroad if there's no Brexit deal, Department for Transport, 24 September 2018

➤ ⑩サービス業：情報社会サービス（電子商取引など）

NOTICE TO STAKEHOLDERS WITHDRAWAL OF THE UNITED KINGDOM AND EU LEGISLATION IN THE FIELD OF ELECTRONIC COMMERCE AND NET NEUTRALITY, European Commission, 7 March 2018

■ （４）現地での雇用、駐在員ビザなど

Draft Agreement on the withdrawal of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland from the European Union and the European Atomic Energy Community highlighting the progress made (coloured version) in the negotiation round with the UK of 16-19 March 2018

- (5) 個人データ保護

NOTICE TO STAKEHOLDERS WITHDRAWAL OF THE UNITED KINGDOM FROM THE UNION AND EU RULES IN THE FIELD OF DATA PROTECTION, European Commission, 9 January 2018

Guidance Data protection if there's no Brexit deal, Department for Digital, Culture, Media & Sport, 13 September 2018
- (6) 専門資格

NOTICE TO STAKEHOLDERS WITHDRAWAL OF THE UNITED KINGDOM AND EU RULES IN THE FIELD OF REGULATED PROFESSIONS AND THE RECOGNITION OF PROFESSIONAL QUALIFICATIONS, European Commission, 21 June 2018

THE FUTURE RELATIONSHIP BETWEEN THE UNITED KINGDOM AND THE EUROPEAN UNION, HM Government, July 2018
- (7) 研究とイノベーションに対するEU補助金

Guidance Horizon 2020 funding if there's no Brexit deal, Department for Business, Energy & Industrial Strategy, 23 August 2018

Guidance Satellites and space programmes if there's no Brexit deal, Department for Business, Energy & Industrial Strategy, 13 September 2018

Guidance The government's guarantee for EU-funded programmes if there's no Brexit deal, HM Treasury, 14 September 2018
- (8) 知的財産権
 - ②統一特許

Guidance Patents if there's no Brexit deal, Department for Business, Energy & Industrial Strategy, 24 September 2018
 - ③EU商標、EU意匠

NOTICE TO STAKEHOLDERS WITHDRAWAL OF THE UNITED KINGDOM AND EU RULES FOR TRADEMARKS AND COMMUNITY DESIGNS PURSUANT TO REGULATION (EU) 2017/1001 ON THE EUROPEAN UNION TRADE MARK AND REGULATION (EC) NO 6/2002 ON COMMUNITY DESIGNS, European Commission, European Union Intellectual Property Office, 22

January 2018

Impact of the United Kingdom's withdrawal from the European Union on the European Union trade mark and the Community design - Frequently asked Questions and Answers, European Union Intellectual Property Office, 18 January 2018

Guidance Trade marks and designs if there's no Brexit deal, Department for Business, Energy & Industrial Strategy, 24 September 2018

➤ ④ 補充的保護証明書

NOTICE TO STAKEHOLDERS WITHDRAWAL OF THE UNITED KINGDOM AND EU LEGISLATION IN THE FIELD OF SUPPLEMENTARY PROTECTION CERTIFICATES FOR MEDICINAL PRODUCTS AND PLANT PROTECTION PRODUCTS, European Commission, 27 April 2018

➤ ⑤ 税関における知的財産権の執行

NOTICE TO STAKEHOLDERS WITHDRAWAL OF THE UNITED KINGDOM AND EU RULES IN THE FIELD OF CUSTOMS ENFORCEMENT OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS, European Commission, 4 June 2018

2. (3) ② 製造業共通の規制：輸入者、販売者、認定代理人に関する補足参考資料

Indicative list of Union product legislation

(Source: European Commission, ANNEX to NOTICE TO STAKEHOLDERS WITHDRAWAL OF THE UNITED KINGDOM AND EU RULES IN THE FIELD OF INDUSTRIAL PRODUCTS, 22 January 2018 Rev 1)

- Products within the scope of Directive 2001/95/EC on general product safety (OJ L 11, 15.1.2002, p. 4)
- The restriction of the use of certain hazardous substances in electrical and electronic equipment (Directive 2011/65/EU, OJ L 174, 1.7.2011, p. 88) and Directive 2012/19/EU on waste electrical and electronic equipment (OJ L 197, 24.7.2012, p. 38)
- Batteries and waste batteries (Directive 2006/66/EC, OJ L 266, 26.9.2006, p. 1)
- Appliances burning gaseous fuels (Directive 2009/142/EC, OJ L 330, 16.12.2009, p. 10, to be replaced as of 21 April 2018 by Regulation (EU) 2016/426, OJ L 81, 31.3.2016, p. 99)
- Ecodesign requirements for energy-related products (Directive 2009/125/EC, OJ L 285, 31.10.2009, p. 10, and all implementing Regulations for specific product groups that have been adopted under this Framework Directive)

- Simple pressure vessels (Directive 2014/29/EU, OJ L 96, 29.3.2014, p. 45)
- Toys' safety (Directive 2009/48/EC, OJ L 170, 30.6.2009, p. 1)
- Electrical equipment designed for use within certain voltage limits (Directive 2014/35/EU, OJ L 96, 29.3.2014, p. 357)
- Machinery (Directive 2006/42/EC, OJ L 157, 9.6.2006, p. 24)
- Electromagnetic compatibility (Directive 2014/30/EU, OJ L 96, 29.3.2014, p. 79)
- Measuring instruments (Directive 2014/32/EU, OJ L 96, 29.3.2014, p. 149)
- Non-automatic weighing instruments (Directive 2014/31/EU, OJ L 96, 29.3.2014, p. 107)
- Cableway installations designed to carry persons (Directive 2000/9/EC, OJ L 106, 3.5.2000, p. 21, to be replaced as of 21 April 2018 by Regulation (EU) 2016/424, OJ L 81, 31.3.2016, p. 1)
- Radio equipment (Directive 2014/53/EU, OJ L 153, 22.5.2014, p. 62)
- Medical devices and Active implantable medical devices (Directives 93/42/EEC, OJ L 169, 12.7.1993, p. 1, and 90/385/EEC, OJ L 189, 20.7.1990, p. 17, to be replaced as of 26 May 2020 by Regulation (EU) 2017/745, OJ L 117, 5.5.2017, p. 1, with the exception of the provisions of Directives 93/42/EEC and 90/385/EEC listed in Article 122 of Regulation 2017/45, for which a later date of repeal is provided for)
- In vitro diagnostic medical devices (Directive 98/79/EC, OJ L 331, 7.12.1998, to be replaced as of 26 May 2022 by Regulation (EU) 2017/746, OJ L 117, 5.5.2017, p. 176, with the exception of the provisions of Directive 98/79/EC listed in Article 112 of Regulation 2017/46, for which a later date of repeal is provided for)
- Cosmetics (Regulation (EC) 1223/2009, OJ L 342, 22.12.2009, p. 59)
- Pressure equipment (Directive 2014/68/EU, OJ L 189, 27.6.2014, p. 164)
- Transportable Pressure equipment (Directive 2010/35/EU, OJ L 165, 30.6.2010, p. 1)
- Aerosol Dispensers (Directive 75/324/EEC, OJ L 147, 9.6.1975, p. 40)
- Lifts and safety components for lifts (Directive 2014/33/EU, OJ L 96, 29.3.2014, p. 251)
- Recreational craft and personal watercraft (Directive 2013/53/EU OJ L 354, 28.12.2013, p. 90)
- Equipment and protective systems intended for use in potentially explosive atmospheres (Directive 2014/34/EU, OJ L 96, 29.3.2014, p. 309)
- Explosives for civil uses (Directive 2014/28/EU, OJ L 96, 29.3.2014, p. 1)
- Construction products (Regulation (EU) No 305/2011, OJ L 88, 4.4.2011, p. 5)
- Pyrotechnics (Directive 2013/29/EU, OJ L 178, 28.6.2013, p. 27)
- Regulation on the Labelling of Tyres (Regulation (EC) No 1222/2009, OJ L 342, 22.12.2009, p. 46)

- Personal protective equipment (Directive 89/686/EEC, OJ L 399, 30.12.1989, p.18, to be replaced as of 21 April 2018 by Regulation (EU) 2016/425, OJ L 81, 31.3.2016, p. 51)
- Marine equipment (Directive 2014/90/EU, OJ L 257, 28.8.2014, p. 146)
- Noise emission in the environment by equipment for use outdoors (Directive 2000/14/EC, OJ L 162, 3.7.2000, p. 1)
- Energy labelling (Regulation (EU) No 2017/1369, OJ L 198, 28.7.2017, p. 1, and all delegated Regulations for specific product groups that have been adopted under this Framework Regulation and those adopted under Directive 2010/30/EU, OJ L 153, 18.6.2010, p. 1, the predecessor of Regulation 2017/1369).
- Regulation on textile fibre names and related labelling and marking of textile products (Regulation (EU) No 1007/2011, OJ L 272, 18.10.2011, p. 1)
- Directive relating to labelling of the materials used in the main components of footwear (Directive 94/11/EC, OJ L 100, 19.4.1994, p. 37)
- Metrology - (Directive 2011/17/EU OJ L 71, 18.3.2011, p. 1 - Repeal of several directives . transition till 2025)
- Bottles as measuring containers (Directive 75/107/EEC, OJ L 42, 15.2.1975, p. 14)
- Making up of pre-packaged products (Directive 76/211/EEC, OJ L 46, 21.2.1976, p. 1)
- Hot-water boilers fired with liquid or gaseous fuels (Directive 92/42/EEC, OJ L 167, 22.6.1992, p. 17. The Directive was repealed by Commission Regulation (EU) No 813/2013 (OJ L 239, 6.9.2013, p. 136) implementing Directive 2009/125/EC of the European Parliament and of the Council with regard to ecodesign requirements for space heaters and combination heaters, except for Articles 7(2) and 8 thereof and Annexes III to V thereto)
- Interoperability of the rail system within the European Union (Directive 2008/57/EC, OJ L 191, 18.7.2008, p. 1, to be replaced as of 16 June 2020 by Directive (EU) 2016/797, OJ L 138, 26.5.2016, p. 44)
- Interoperability of Electronic Road Toll Systems (Decision 2009/750/EC implementing Directive 2004/52/EC, OJ L 268, 13.10.2009, p. 11)
- Tachographs in road transport (Regulation (EU) No 165/2014, OJ L 60, 28.2.2014, p. 1)
- Interoperability of the European Air Traffic Management network (Regulation (EC) No 552/2004, OJ L 96, 31.3.2004, p. 26)

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20180024>

「英国のEU離脱(ブレグジット)に向けた日本企業の留意点」

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）海外調査部 欧州ロシアCIS課

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32

Tel. 03-3582-5569